

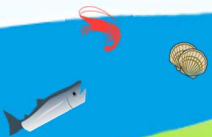
べつかいちょうちいきふくしけいかく
別海町地域福祉計画



れいわ ねん がつさくてい
令和4年3月策定

れいわ ねん がつみなお
(令和8年3月見直し)

べつかいちょう
別海町



目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の目的	1
2	地域福祉とは	2
3	計画の位置付け	3
4	SDGsとの関係	4
5	計画の期間	4
6	計画の策定体制	5
(1)	役場内の関係部局で構成する庁内検討委員会	5
(2)	計画策定委員会の開催	5
(3)	各計画策定時に行ったアンケート調査結果などの反映	5
(4)	パブリックコメントの実施	5
7	地域福祉圏域の設定	6
8	「障がい」などの表記について	6

第2章 地域福祉を取り巻く環境

1	年齢3区分と人口の推移	9
2	世帯の推移	9
3	出生数と合計特殊出生率の推移	10
(1)	出生数	10
(2)	合計特殊出生率	10
4	支援を必要とする人の状況	11
(1)	高齢者と要介護認定者の状況	11
(2)	成年後見制度を利用する人などの状況	10
(3)	障がいのある人と障害支援区分認定者の状況	13
(4)	生活保護を受けている人や生活に困窮している人の状況	14
5	地域団体などの状況	15
(1)	町内会(自治会)の状況	15
(2)	自主防災組織の状況	15
(3)	老人クラブの状況	16
(4)	ボランティアの状況	16
(5)	民生委員・児童委員の状況	16

6	過去の計画策定時に行ったアンケート調査結果などについて	17
(1)	過去に行ったアンケート調査結果の概要	17
(2)	過去に行ったアンケート調査結果から見える課題	18
(3)	<u>町民意識調査(アンケート)の概要</u>	<u>22</u>
(4)	<u>町民意識調査(アンケート)調査結果から見える課題</u>	<u>23</u>

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	31
2	計画の基本目標	31
3	計画の全体図	32

第4章 基本目標に対する取り組み

1	基本目標1 思いやりの心と人づくり	35
(1)	施策1 地域福祉を支える人づくり	35
(2)	施策2 ボランティア活動の推進	37
(3)	施策3 福祉の学びの場づくり	39
2	基本目標2 地域で支え合い、助け合う関係づくり	41
(1)	施策4 町民が集まれる居場所づくり	41
(2)	施策5 地域で支える子育て環境づくり	43
(3)	施策6 みんなが活躍できる就労支援の推進	45
(4)	施策7 困ったときに相談できる体制づくり	47
3	基本目標3 住み続けたいと思える、安心の地域づくり	49
(1)	施策8 買い物や通院などの外出支援の推進	49
(2)	施策9 必要な支援が受けられる環境づくり	51
(3)	施策10 安心して暮らせる防災・防犯対策の推進	53
	<u>別海町再犯防止推進計画</u>	<u>55</u>
(4)	施策11 権利が守られる取り組みの推進	57
	<u>別海町成年後見制度利用促進基本計画</u>	<u>59</u>

第5章 計画の推進に向けて

1	計画の周知・啓発	69
2	協働による推進体制	69
3	計画の進行状況の管理・評価	69

資料編		71
-----	--	----

だい しょう けいかく さくてい
第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

「市町村地域福祉計画」は、平成12年6月の社会福祉事業法などの改正により、社会福祉法に新しく規定された計画であり、平成30年4月の一部改正により、それまでは任意とされていたものが、策定するよう努めるもの（努力義務）と定められました。

この地域福祉計画は、地域福祉を進める中心となる地域住民などに参加してもらい、地域生活の課題を明らかにすることや、その解決のために必要な取り組みの内容や体制などについて、関係する役場の部局や、色々な関係機関と一緒に話し合いを行って、計画的に整備するためのものです。

さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を横断的に記載する、各分野の個別計画の「上位計画」として位置付けられています。

別海町では、すべての地域住民が、思いやりの心を持ち、互いに支え合いながら安心して暮らせるまちづくりを目指して、地域福祉の取り組みを進めます。

社会福祉法 第107条

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下

「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 地域福祉とは

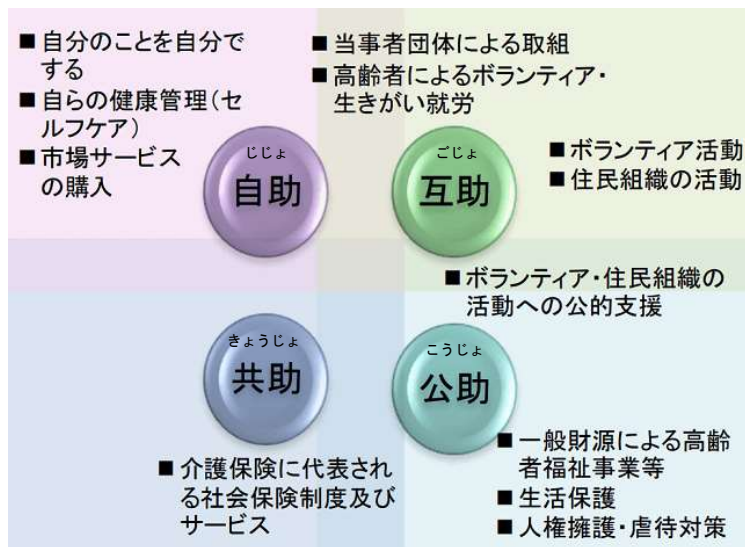
地域福祉とは、住み慣れた地域の中で、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての住民が、自分らしく安心して生活するために、その地域に暮らす住民自身がそれぞれの役割をもって、互いに支え合いながら、みんなが活躍できる地域づくりを行うことです。

また、地域の色々な課題を解決していくためには、

- ・ 町民が自分でできることを自ら行う . . . 「自助」
- ・ 地域のボランティアや、町内会、自主防災組織などの住民組織が互いに支え合う . . . 「互助」※
- ・ 介護保険などの社会保障制度やサービス . . . 「共助」
- ・ 行政が行う公的サービス 「公助」

のそれぞれの取り組みが大切です。

※防災の分野などでは、ここでの「互助」を「共助」に含めている場合があります。



「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム（地域包括ケア研究会）より

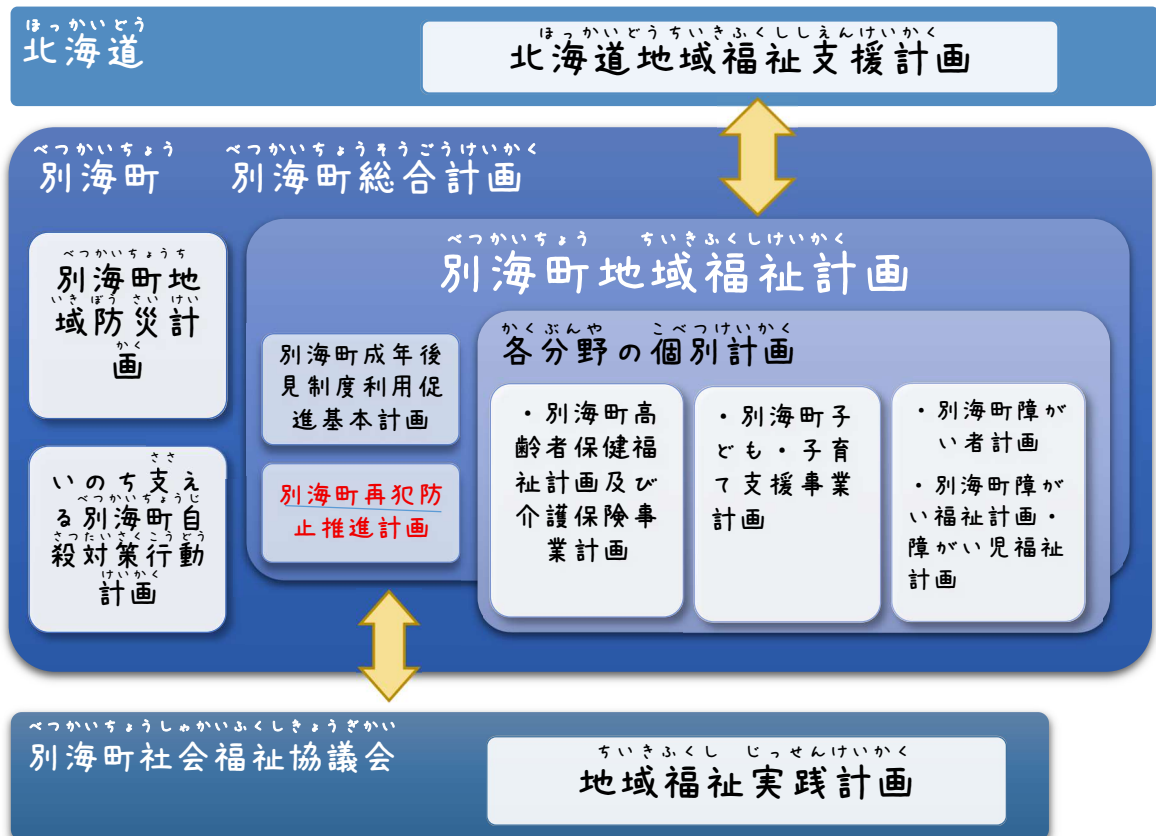
3 計画の位置付け

別海町における本計画の位置付けは、町総合計画と、高齢者、障がいのある人、子ども子育てなどの各福祉分野の個別計画との中間にあたり、関連する町の保健・医療・福祉・教育分野の計画と方針を合わせます。

地域における高齢者、障がいのある人、児童などの現状やニーズ（必要だと求められていること）を的確に把握するとともに、その他、別海町の防災対策や自殺対策、北海道が行う生活困窮者自立支援事業と連携して策定します。

さらに、本計画は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「再犯防止推進計画」の内容も含めています。

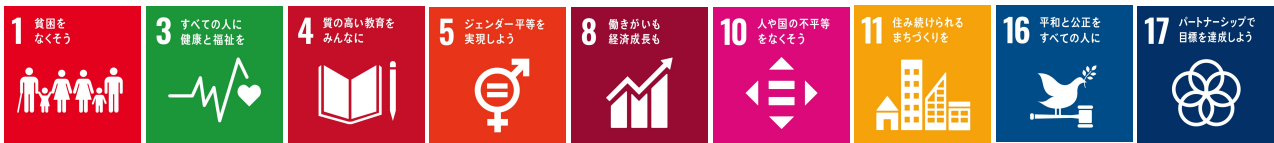
また、別海町社会福祉協議会では、地域福祉計画の実現を支援するために、「地域福祉実践計画」を策定しており、別海町地域福祉計画と連携し、互いに補い合い、役割分担することが求められています。



4 SDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、経済・社会・環境など幅広い分野において持続可能な社会を世界レベルで実現するために、平成27年9月に国連で合意された世界共通の目標です。令和12年までに解決すべき17の「ゴール」を目標に掲げ、目標を達成するための169の「ターゲット」(達成目標)を設定しています。

地域福祉計画では、下記のSDGsの目標を関連付け、この目標の実現を目指すための計画として本計画を位置付けます。



5 計画の期間

計画期間は、町総合計画の最終年度と合わせて、令和4(2022)年度から令和10(2028)年度までの7年間とします。

別海町地域福祉計画と、その他関連計画の期間は、以下のとおりです。

年度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
北海道地域福祉支援計画	H30～R5					第2期(～R11)				
別海町地域福祉計画	-				第1期					
地域福祉実践計画(社協)	第5期	第6期		延長	第7期		(第8期)			
年度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
別海町総合計画	第7次									
別海町地域防災計画	(毎年度見直し)									
いのち支える別海町自殺対策行動計画	第1期					第2期				
別海町高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	第7期	第8期		第9期		(第10期)				
別海町障がい者計画	第3期					第4期(～R11)				
別海町障がい福祉計画	第4期	第5期		第6期		(第7期)				
別海町障がい児福祉計画	第4期	第1期		第2期		(第3期)				
別海町子ども・子育て支援事業計画	第1期	第2期				第3期(～R11)				

6 計画の策定体制

(1) 役場内の関係部局で構成する庁内検討委員会

福祉部福祉課が中心となり、計画を策定するとともに、計画策定委員会に役場内の関係部局の担当で構成する庁内検討委員会を置き、計画策定に必要な情報収集や分析、計画の素案作成などを行いました。

(2) 計画策定委員会の開催

公募により選考された地域住民、福祉・医療・保健関係者などの委員による「別海町地域福祉計画策定委員会」を開催し、計画内容などについて話し合いました。

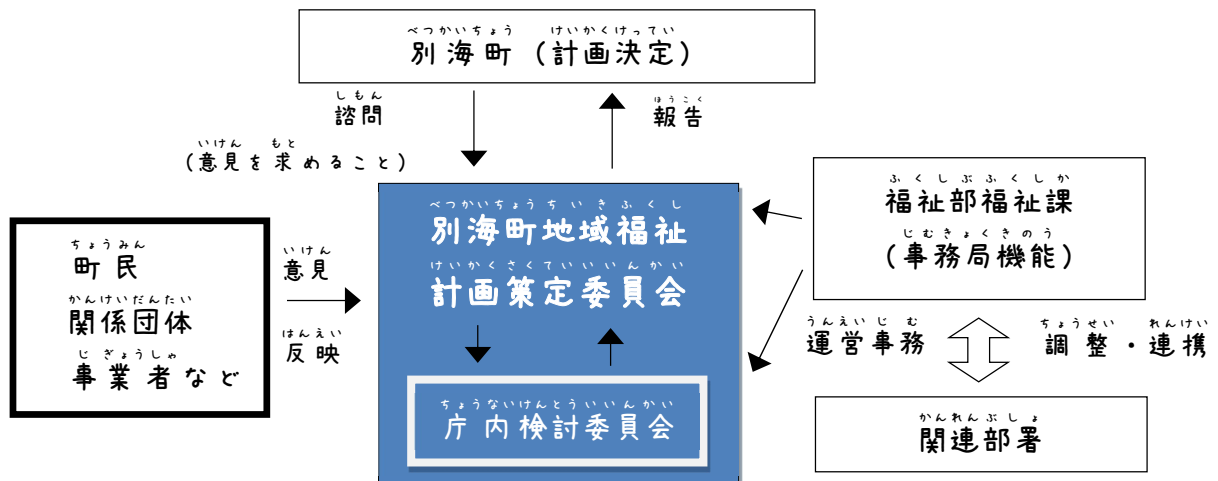
(3) 各計画策定時に行ったアンケート調査結果などの反映

新たなアンケート調査は行わず、町総合計画や各分野個別計画策定時に行った各種アンケート調査結果から、高齢者、障がいのある方、子ども、その他の福祉に共通する課題を再分析して、計画に反映しました。

(4) パブリックコメントの実施

町政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、町民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

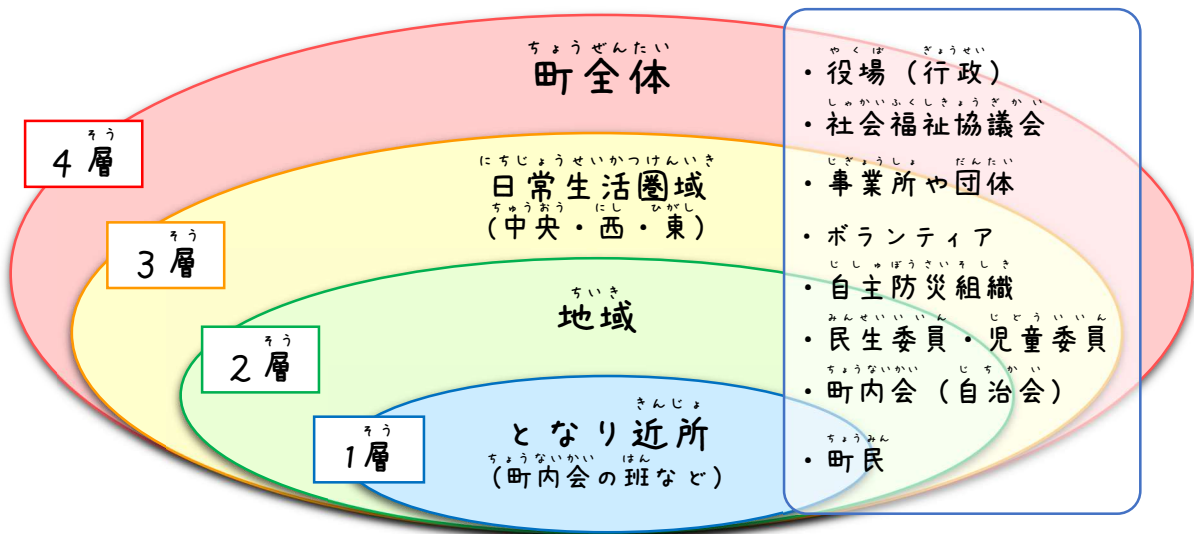
素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、意見の募集を実施しました。



7 地域福祉圏域の設定

本計画では、地域福祉を進めるための圏域として、4層に分けて設定しました。

3層の「日常生活圏域」※は、高齢者保健福祉計画で設定している、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、サービスが受けられるよう、地域間の距離や人口、公共施設や集会施設、医療機関やサービス事業所の配置、利便性などを総合的に判断し、設定した圏域です。



※【日常生活圏域】(地域)

- ・中央（別海、奥行、上風連、中西別、中春別、豊原、美原）
- ・西（西春別、西春別駅前、泉川、大成、本別、上春別）
- ・東（尾岱沼、床丹、本別海、走古丹）

8 「障がい」などの表記について

本計画では、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限り平仮名で表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などの法律用語や施設名などの固有名詞、医学・学術用語などについては、これまでどおり「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

また、「障がい者」については、可能な限り「障がいのある人」と言い換えています。



地域福祉トピック①

～ヘルプマーク・ヘルプカード知っていますか？～

ヘルプマークとは？

周囲の方々に援助や配慮が必要なことを知らせることができるストラップ型のマークです。



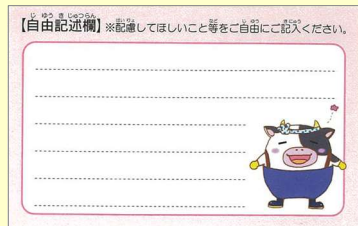
ヘルプカードとは？

障がいのある人や高齢者、妊娠中の人などの中には、自分から「困った」と伝えられない人がいます。

困った時に助けを求めるためのもので、「手助けが必要な人」と「手助けができる人」を結びカードです。



(おもて)



(うら)

ふりがな	年	月	日	作成
名前	(男・女)			
住所				
生年月日	年	月	日	血液型
障がいや病気の名称と特徴	型Rh + -			
飲んでいる薬				
アレルギー等				
かかりつけ医療機関	機関名	主治医	医師(科)	
	電話番号			
	緊急連絡先			
第1連絡先	氏名等	関係(続柄)	電話番号	携帯
	自宅	-	-	-
	その他			
第2連絡先	氏名等	関係(続柄)	電話番号	携帯
	自宅	-	-	-
	その他			

(うちがわ)

ヘルプマーク・ヘルプカードの活用場面の一例

- ・災害が発生したとき、避難生活が必要なとき。
- ・道に迷ったとき、パニックや発作、病気のとき。
- ・日常的にちょっとした手助けがほしいとき。 などなど

配付場所

役場福祉課、西春別支所、尾岱沼支所


詳しくは
こちらから→



ヘルプマークを身に着けた方を見かけたら...

困っている様子のときは、声をかけるなど、思いやりのある行動を行いましょう。多くの住民の理解が深まり、支援の輪がさらに広がりますよう、ご協力をお願いします。





だい しょう ちいきふくし と ま かんきょう
第2章 地域福祉を取り巻く環境

第2章 地域福祉を取り巻く環境

1 年齢3区分と人口の推移

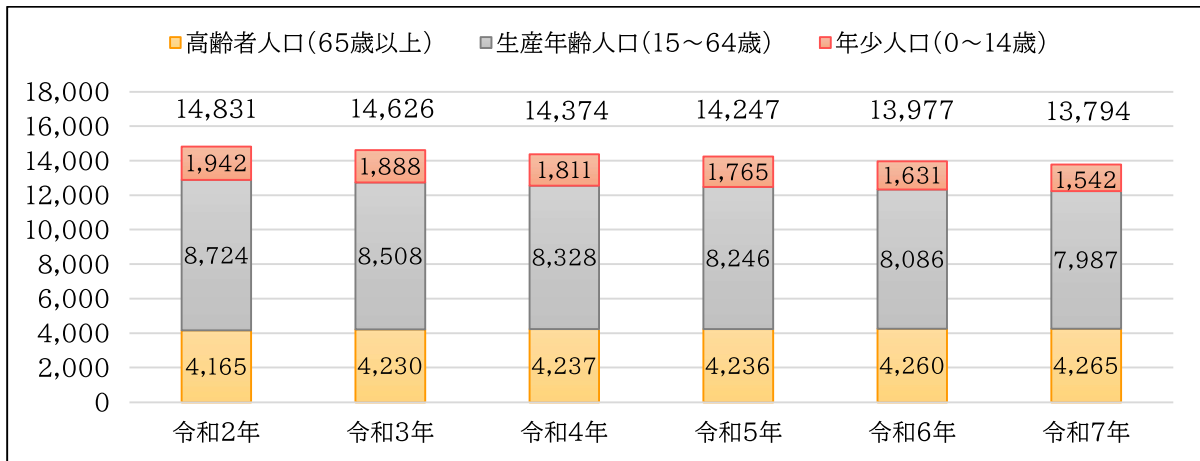
総人口は、令和2年の14,831人から令和7年の13,794人と1,037人減少しています。

また、高齢者人口は同期間に100人増加し、一方で、年少人口は400人減少しており、少子高齢化が進んでいます。

単位：人

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
総人口	14,831	14,626	14,374	14,247	13,977	13,794
年少人口(0～14歳)	1,942	1,888	1,811	1,765	1,631	1,542
生産年齢人口(15～64歳)	8,724	8,508	8,328	8,246	8,086	7,987
高齢者人口(65歳以上)	4,165	4,230	4,237	4,236	4,260	4,265

住民基本台帳 各年10月1日現在



2 世帯の推移

一般世帯のうち、特に高齢の単独世帯や夫婦世帯が増加しています。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口総数	16,910	16,460	15,855	15,273	14,380
一般世帯	5,543	5,772	5,844	5,978	6,068
うち核家族世帯	2,995	3,150	3,182	3,160	3,020
うち男親又は女親と子供から成る世帯	-	-	375	439	424
うち単独世帯	1,292	1,454	1,614	1,917	2,233
うち65歳以上の単独世帯	280	332	417	512	615
夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯(再掲)	366	430	546	679	760

※各世帯の推移を比較するため国勢調査(各年10月実施)の数値を一部抜粋しています。

3 出生数と合計特殊出生率の推移

(1) 出生数

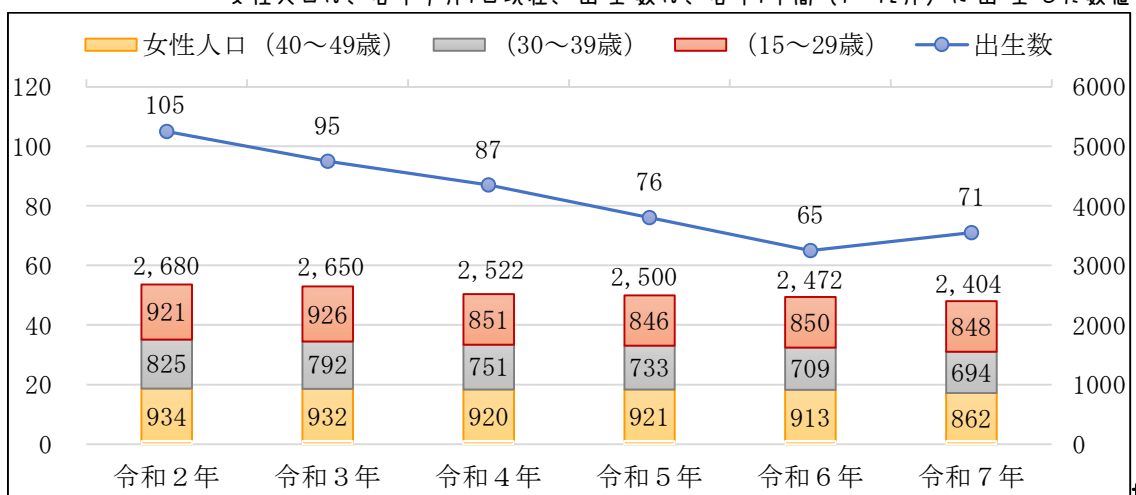
出生数は、令和2年から令和7年にかけて減少傾向です。女性の人口は、すべての年代で減少しています。

○ 出生数と女性（15～49歳）の推移

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
女性（15～49歳）	2,680	2,650	2,522	2,500	2,472	2,404
15～29歳	921	926	851	846	850	848
30～39歳	825	792	751	733	709	694
40～49歳	934	932	920	921	913	862
出生数	105	95	87	76	65	71

女性人口は、各年4月1日現在、出生数は、各年1年間（1～12月）に出生した数です



(2) 合計特殊出生率

合計特殊出生率※は、全国や北海道の平均よりも高い数値で推移しています。

○ 合計特殊出生率の推移

単位：人

	平成10～14年	平成15～19年	平成20～24年	平成25～29年	平成30～令和4年
全国	1.35	1.31	1.38	1.43	1.33
北海道	1.24	1.19	1.25	1.30	1.21
別海町	1.82	1.85	1.86	1.74	1.69

人口動態統計 特殊報告

※合計特殊出生率とは、人口統計上の指標で、7人の女性が出産可能とされる15～49歳までに産む子どもの数の平均を示します。

4 支援を必要とする人の状況

(1) 高齢者と要介護認定者の状況

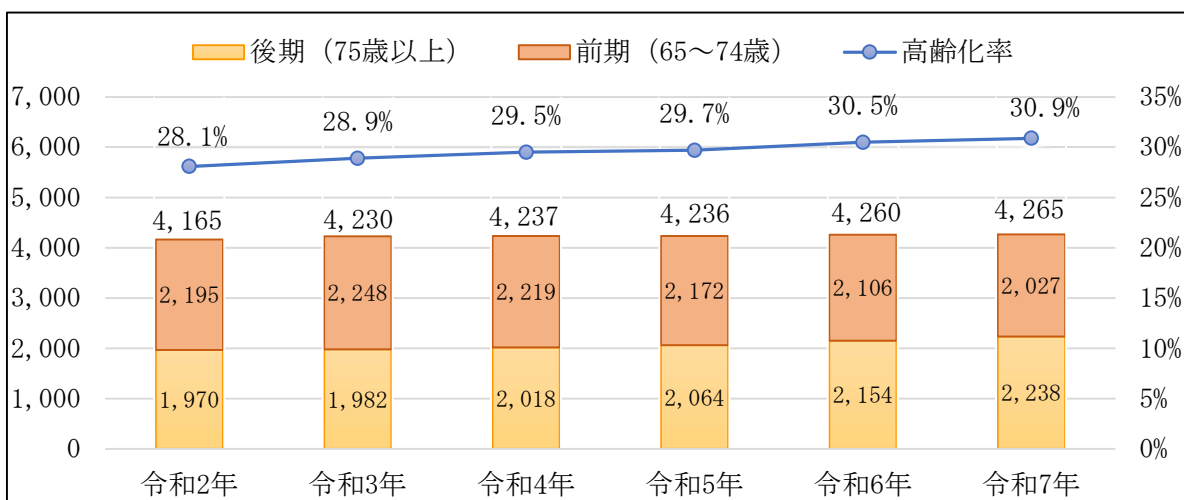
高齢者人口の内訳は、令和2年から令和7年にかけて後期高齢者が大きく増加しています。また、高齢化率も上昇しています。

○ 高齢者人口と高齢化率の推移

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総人口	14,831	14,626	14,374	14,247	13,977	13,794
高齢者人口 (65歳以上)	4,165	4,230	4,237	4,236	4,260	4,265
前期 (65～74歳)	2,195	2,248	2,219	2,172	2,106	2,027
後期 (75歳以上)	1,970	1,982	2,018	2,064	2,154	2,238
高齢化率	28.1%	28.9%	29.5%	29.7%	30.5%	30.9%

各年10月1日現在

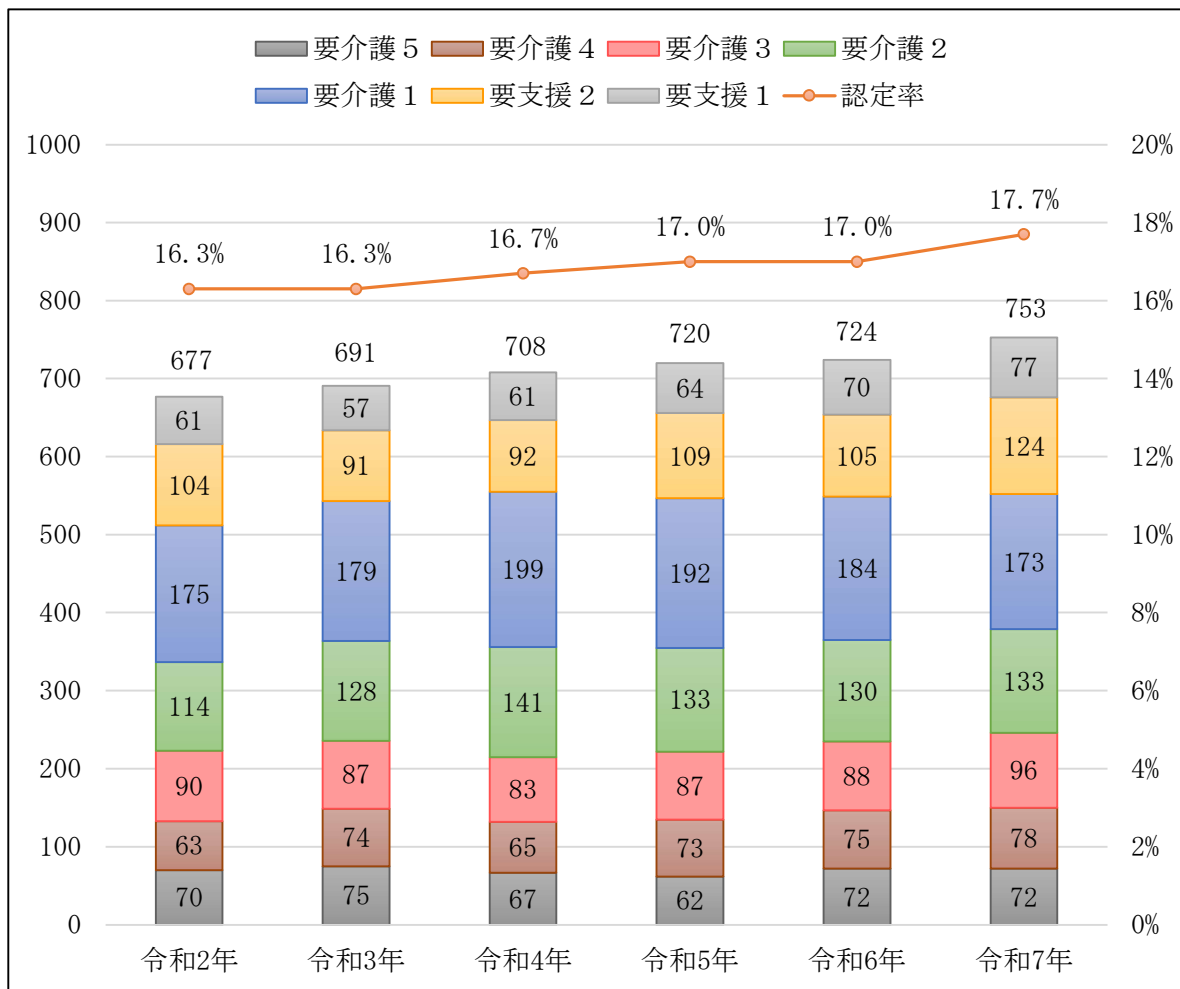


○ 要介護認定者の推移

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
高齢者人口 (65歳以上)	4,165	4,230	4,237	4,236	4,260	4,265
認定者	677	691	708	720	724	753
認定率	16.3%	16.3%	16.7%	17.0%	17.0%	17.7%
要支援1 軽度	61	57	61	64	70	77
要支援2	104	91	92	109	105	124
要介護1	175	179	199	192	184	173
要介護2	114	128	141	133	130	133
要介護3	90	87	83	87	88	96
要介護4	63	74	65	73	75	78
要介護5 重度	70	75	67	62	72	72

各年10月1日現在



(2) 成年後見制度を利用する人などの状況

成年後見制度の申立てを町長が行った人数や相談者の数は令和2年から令和7年にかけて、少しずつ増えています。

○ 成年後見制度の利用状況などの推移

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
町長申立て人数	1	3	0	2	4	2
成年後見に関する相談人数	4	6	10	18	15	12

介護支援課調べ

○ 別海町の成年後見制度の利用者数

単位：人

	後見	保佐	補助	任意後見
利用者数	10	1	0	0

札幌高等裁判所調べ（令和3年10月1日時点）

(3) 障がいのある人と障害支援区分認定者の状況

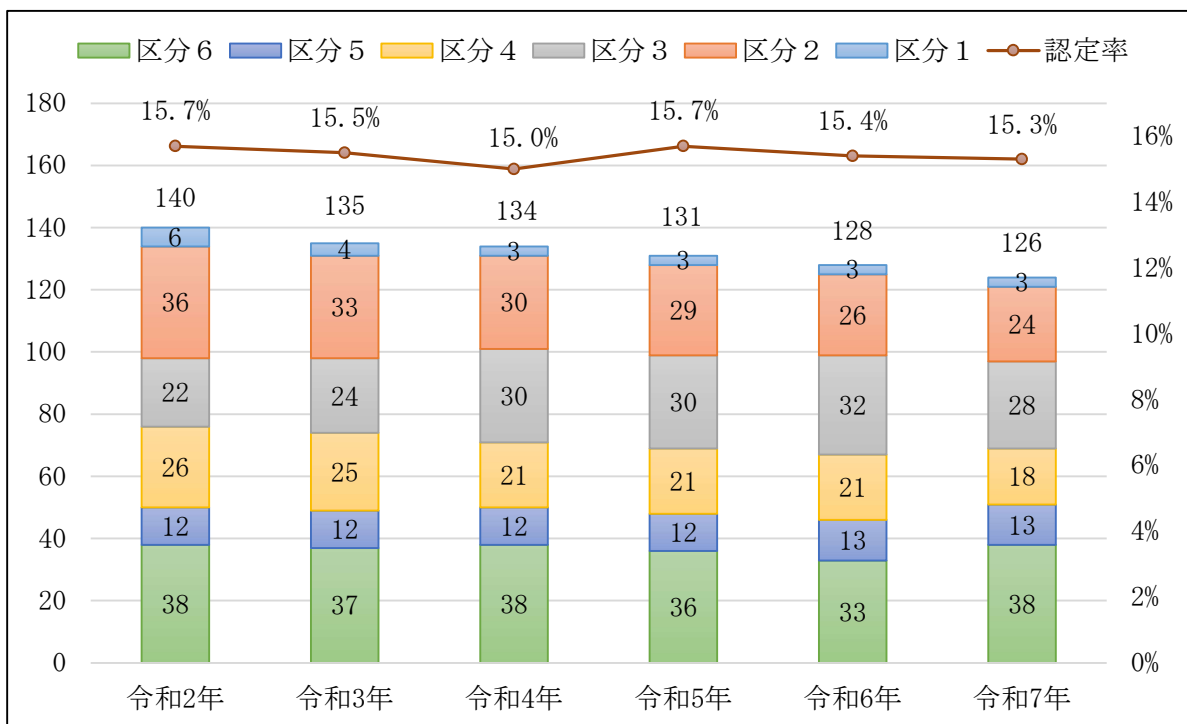
障がいのある人(障害者手帳所持者)は、令和2年の892人から令和7年の823人と、69人減少しています。

障害支援区分の認定者数は、令和2年の140人から令和7年の126人と減少傾向で推移しています。

○各種障害者手帳の所持状況と障害支援区分認定者の推移 単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
身体障害者手帳	588	588	577	559	546	522
療育手帳	211	189	219	189	208	213
精神障害者保健福祉手帳	93	95	96	89	78	88
合計	892	872	892	837	832	823
区分1 軽度	6	4	3	3	3	3
区分2	36	33	30	29	26	24
区分3	22	24	30	30	32	28
区分4	26	25	21	21	21	18
区分5	12	12	12	12	13	13
区分6 重度	38	37	38	36	33	38
合計	140	135	134	131	128	126
認定率	15.7%	15.5%	15.0%	15.7%	15.4%	15.3%

各年3月31日現在



(4) 生活保護を受けている人や生活に困窮している人の状況

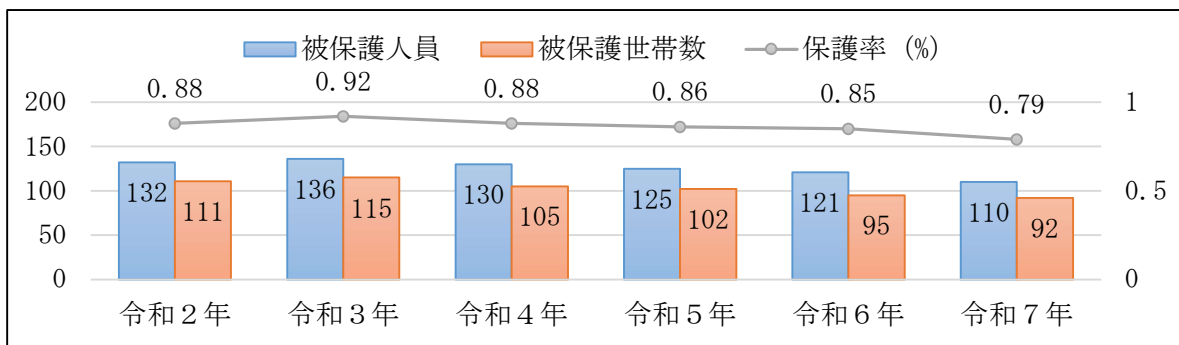
生活保護を受けている人や世帯は、令和3年から令和7年にかけて減少傾向で推移しています。

生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業所に相談した人数は、令和2年以降大きく増加しており、感染症の世界的な流行や食料品、燃料などの物価高騰に伴う影響と考えられます。

○生活保護を受けている人や世帯の推移 単位：人/世帯

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
生活保護を受けている人	132	136	130	125	121	110
生活保護を受けている世帯	111	115	105	102	95	92
保護率	0.88%	0.92%	0.88%	0.86%	0.85%	0.79%

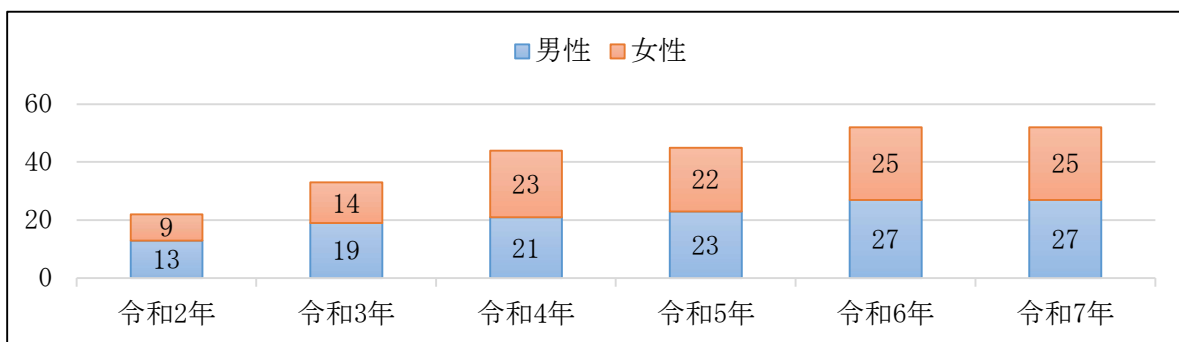
根室振興局 生活保護実施状況 (各年10月分)



○生活困窮者自立相談支援の相談者数の推移 単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
相談者数	22	33	44	45	52	52
男性	13	19	21	23	27	27
女性	9	14	23	22	25	25

なかしべつ生活サポートセンターよりマイ調査 各年3月末 (令和7年は10月末時点)



5 地域団体などの状況

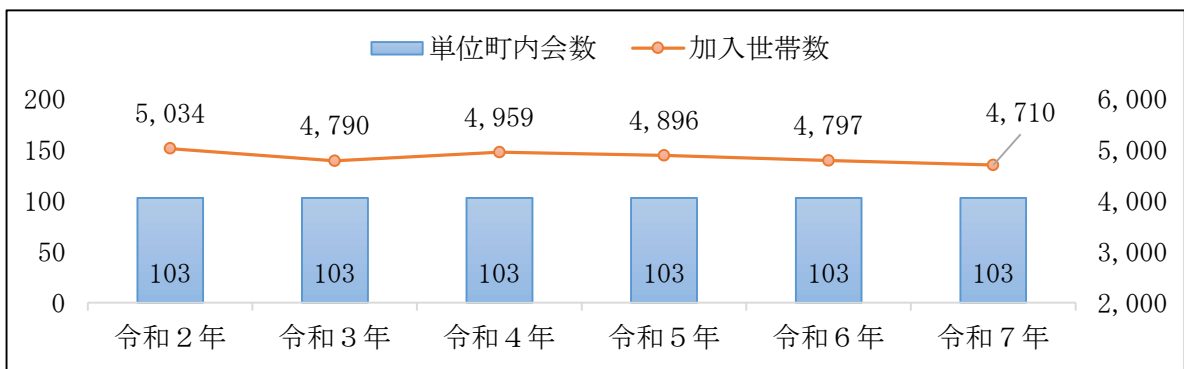
(1) 町内会（自治会）の状況

令和2年から令和7年にかけて、町内会の数は変わりありませんが、加入世帯数は令和2年と比較し、324世帯減少しています。

○町内会数と加入世帯数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
町内会数	103	103	103	103	103	103
町内会加入世帯数	5,034	4,790	4,959	4,896	4,797	4,710

総務防災・基地対策課調べ



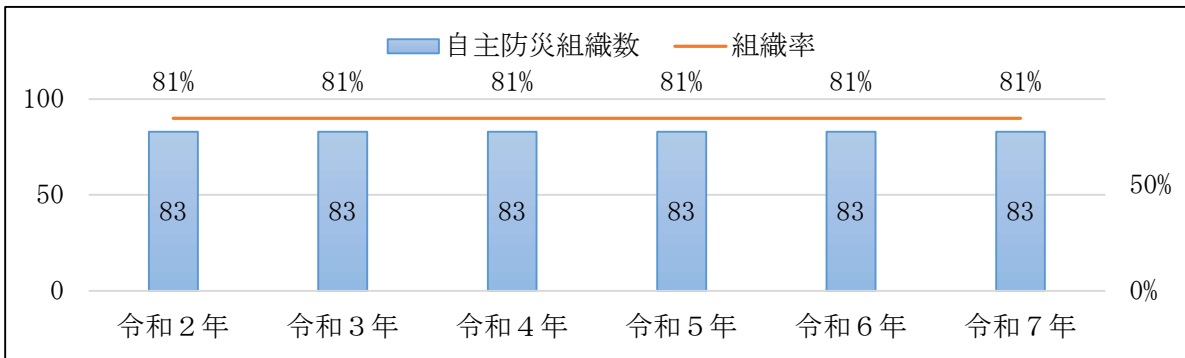
(2) 自主防災組織の状況

町内会への働きかけなどにより、令和2年に自主防災組織数が67から83に増加しましたが、令和2年以降は変わりありません。

○自主防災組織数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
自主防災組織数	83	83	83	83	83	83
組織率	81%	81%	81%	81%	81%	81%

総務防災・基地対策課調べ



(3) 老人クラブの状況

老人クラブ数は減少傾向であり、会員数は令和2年から令和7年にかけて133人減少しています。

○老人クラブ数や会員数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
老人クラブ数	20	18	18	18	18	18
老人クラブ会員数	501	446	404	386	381	368
・人口(65歳以上)	4,165	4,230	4,237	4,236	4,260	4,265
会員(加入)率	12.0%	10.5%	9.5%	9.1%	8.9%	8.6%

介護支援課調べ

(4) ボランティアの状況

ボランティアの登録数は、令和2年から令和7年にかけて、団体数及び会員数は増えていますが、個人ボランティアが減少しています。

○ボランティア登録数や会員数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
ボランティア登録数(団体)	14	15	17	19	20	20
ボランティア登録数(個人)	14	6	7	7	5	3
ボランティア会員数	332	317	329	332	306	393

別海町ボランティアセンター調べ

(5) 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員は、身近な地域の相談役として、生活の困りごとの相談や、子どもの見守りなど、町内の担当区域(48地区)で活動しています。

現在欠員はありませんが、3年間の任期ごとの改選では、年々、次の候補者探しが難しくなっている現状があります。

○民生委員・児童委員数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
民生委員・児童委員数	48	48	48	48	48	48
主任児童委員数	3	3	3	3	3	3
担当区域数(民生区)	48	48	48	48	48	48

別海町民生委員児童委員協議会調べ

6 過去の計画策定時に行ったアンケート調査結果などについて

(1) 過去に行ったアンケート調査結果の概要

計画策定にあたり、過去に実施したアンケート調査などで寄せられた意見を計画に反映させました。

計画名称	調査名	調査対象	配布数	調査時期	回収数(率)
別海町障がい者計画(第3期)	アンケート調査	18歳以上の障がいのある方	948人	平成28年8月	459 (47.2%)
		18歳未満児の保護者	186人		54 (29.0%)
第7次別海町総合計画	まちづくりアンケート調査	住民	2,000人	平成29年1月	756 (37.8%)
別海町子ども・子育て支援事業計画<第2期>	ニーズ調査	就学前児童世帯(保護者)	531人	令和元年5月	356 (67.0%)
		小学生世帯(保護者)	659人		428 (64.9%)
		妊婦	28人		12 (42.9%)
別海町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	町内の65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない方	500人	令和2年9月	309 (61.8%)
	在宅介護実態調査	町内の要支援・要介護認定を受けて在宅で生活している方	500人		277 (55.4%)
別海町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画	意識調査(アンケート)	各障がい者手帳所持者など	870人	令和2年9月	466 (52.1%)
		18歳未満の発達に不安をお持ちの保護者など	141人		61 (43.2%)

(2) 過去に行ったアンケート調査結果から見える課題

○地域福祉活動やボランティア活動などへの参加について

【高齢者保健福祉計画などのニーズ調査】

- ・地域活動などの参加状況について、「町内会・自治会」が26.5%と最も多く、「ボランティアのグループ」への参加は11.7%の回答です。
- ・約4割の高齢者が「地域づくり」に協力したいと考えています。

【まちづくりアンケート調査】

- ・身近な地域での見守り、支え合いなど、地域福祉活動への参加について8割弱の人が「していない」と答えています。
- ・自由意見では、「決まった人の参加が多く、若い世代が少ない」や、「新しい仲間を増やしていく必要がある」との声が聞かれています。

《課題》

地域づくりに協力したいと考えている高齢者や、若い世代が継続的に地域福祉活動に参加できる仕組みづくりや、働きかけが重要です。

○子育て支援について

【子ども子育て計画のニーズ調査】

- ・子どものケガや病気の時に、保育施設などを利用できなかった経験がある保護者は7割弱で、病児保育の利用意向は「利用したい」と答えた人は24.1%となっています。

【まちづくりアンケート調査】

- ・子育て環境の力を入れることとして「子育て世帯に対する経済的支援の推進」、「保育所・地域子育て支援拠点の充実」などが多く、自由意見では、特に子育て支援の充実を望む声が多く聞かれています。

《課題》

仕事と子育てを両立できる環境づくりや、地域全体で子育て世帯を支えていく取り組みが必要と考えられます。

○就労支援について

【まちづくりアンケート調査】

- ・高齢者施策について力を入れるべきこととして、「生きがいづくりや働く場の充実」と答えた人が34.3%となっています。
- ・自由意見では「人のためになる生きがいがなく、70歳を過ぎても働ける場所が欲しい」との声が聞かれています。

【障がい福祉計画の意識調査】

- ・「働くために何が必要か」の設問では、「健康状態に合わせた働き方ができること」が21.5%と最も多い回答となっています。

【子ども子育て計画のニーズ調査】

- ・ひとり親世帯の割合が就学前児童保護者の4.5%に対し、小学生保護者では12.6%と多くなっています。

《課題》

高齢者や障がいのある人が働ける環境づくりや、子育てと仕事を両立する必要があるひとり親世帯への支援の充実が課題と考えられます。

○相談支援について

【高齢者保健福祉計画などのニーズ調査】

- ・家族や友人、知人以外の相談相手として「そのような人はいない」と答えた人は3割台と一番多い回答となっています。

【障がい者計画のアンケート調査、障がい児福祉計画の意識調査】

- ・相談支援体制の充実に望むこととして「福祉の専門職の配置」が多くあげられ、より専門的な相談を求める回答が多くなっています。

【子ども子育て計画のニーズ調査】

- ・「子育ての不安や悩み」の設問で、「不安を感じる」は8割の回答です。

《課題》

不安を感じても相談相手がいない人も多く、身近な地域で気軽に相談できる体制や、専門職による専門的な相談支援が求められています。

○外出支援について

【高齢者保健福祉計画などのニーズ調査】

- ・介護者が不安に感じる介護などについて「外出の付き添い、送迎等」と答えた人は18.9%です。

【障がい者計画のアンケート調査】

- ・受診や就労、社会参加など生活全般において、移動手段が無いことや、外出時のサポートが必要であるとの回答が多く聞かれています。

【まちづくりアンケート調査】

- ・自由意見では、運転できなくなった後の将来への不安や、交通手段の充実などを求める声が多く聞かれています。

《課題》

分野や世代を問わず、すべての課題や施策に共通する重要な課題と考えられます。

○権利擁護について

【高齢者保健福祉計画などの在宅介護実態調査】

- ・介護者が不安に感じる介護などについて「認知症状への対応」と答えた人は50.0%と一番多い回答です。

【障がい者計画のアンケート調査】

- ・差別や偏見を感じている障がいのある人が多く、成年後見制度の「名前も内容も知らない」と答えた人は4割近くとなっています。

【まちづくりアンケート調査】

- ・自由意見では「過去に児童や障がいのある人への虐待があったため、虐待防止をしっかりと管理してほしい」との声がありました。

《課題》

今後さらに増えることが予想される認知症高齢者や、障がいのある人、子どもなどの権利を守るため、成年後見制度の利用促進とともに、虐待や差別などを防止するための取り組みが必要です。

ぼうさい ぼうはんたいさく
○防災・防犯対策などについて

こうれいしゅほけんふくしけいかく ざいたくかいごじつたいちようさ
【高齢者保健福祉計画などの在宅介護実態調査】

- ・在宅介護で「近所や地域の人に何をしてもらえると助かるか」の設問では「災害時の手助け」が39.2%、「安否確認や声かけ」が33.8%となっています。

しょう しゅけいかく ちようさ
【障がい者計画のアンケート調査】

- ・避難場所や安否確認登録制度の周知率が低く、一人で避難できない人が多い結果となっています。

ちようさ
【まちづくりアンケート調査】

- ・「身近な地域での防犯活動に参加しているか」の設問に「していない」と答えた人は83.2%となっています。
- ・消防、防災について力を入れるべきだと思ふこととして、「災害時の情報連絡体制の充実」が41.9%と一番多く、以下「地域における自主防災組織の育成」12.3%、「防火・防災意識の啓発活動の充実」11.5%、「防災ボランティアの育成」10.3%となっています。
- ・防災対策を「していない」と答えた人は全体の58.1%で、自分の避難場所を「知らない」と答えた人は20.0%となっています。

かだい
《課題》

ちようみんひとり ぼうさい ぼうはんいしき たか さいがいじ はいりょ
町民一人ひとりの防災・防犯意識を高めるとともに、災害時の配慮が
ひつようひと しえん ひごろ ぼうはんたいさく ちいきぜんたい みまも
必要な人への支援や、日頃からの防犯対策など、地域全体での見守りが
ひつよう
必要です。



（3）町民意識調査（アンケート）の概要

○調査の目的

町民を対象とし、地域福祉計画の施策に対する意識や認知度、地域福祉に対する希望などについてお伺いし、計画見直しの基礎資料とするために実施しました。

○調査の対象及び調査方法など

本調査は、令和7年9月1日時点において住民票の登録がある18歳以上の町民（外国人を除く）であって、地域福祉圏域の日常生活圏域（中央、西、東）毎に無作為抽出法により実施しました。
内訳は次のとおりです。

調査対象	地域福祉圏域（日常生活圏域）			合計
	中央	西	東	
調査対象	7,637人から抽出した300人	2,280人から抽出した300人	1,218人から抽出した300人	11,135人から抽出した900人
調査地域	町内全域			
調査基準日	令和7年9月1日			
調査期間	令和7年9月16日～10月3日			
実施方法	郵送による配布及び回収			

○回収結果

区分	中央	西	東	合計
配布数 A	300票	300票	300票	900票
回収数 B	106票	106票	115票	327票
有効回収率 (B ÷ A × 100)	35.3%	35.3%	38.3%	36.3%

(4) 町民意識調査(アンケート) 調査結果から見える課題

○施策1 「地域福祉を支える人づくり」について

町内会の加入については、全体の86.5%の人が加入しており、加入していない人は11.6%となっています。また、町内会活動や地域の行事・イベントに参加している割合は東・西地区が高く、中央地区は低くなっています。民生委員児童委員の認知度は知らない人が半数以上でした。

【その他の回答や自由意見より】

中央地区～町内会に加入しなければならないのでしょうか？(50代)

西地区～町内会のラジオ体操がなくなったのは残念です。(50代)

東地区～民生委員児童委員の活動を期待する意見 3件(70～90代)

《課題》

町内会に入会する意義が広く理解されるよう周知啓発を継続するとともに、民生委員児童委員がより認知されるための取り組みが重要です。

○施策2 「ボランティア活動の推進」について

ボランティア活動に参加したことがある人は全体の25.4%に留まり、70%の人が「まったく参加していない」と回答しています。

また、参加しない主な理由として、「仕事が忙しいから」(18.1%)の次に多かった回答が「活動の情報がわからないから」(13.1%)でした。

【その他の回答や自由意見より】

中央地区～できることがあれば参加したいが、情報発信がもう少しわかりやすかったらいいなと思います。(60代)

西地区～情報収集が不十分でした。これを機に関わりたい。(40代)

東地区～わかりやすい情報発信などがあると参加しやすい。(40代)

《課題》

活動に興味がある人や参加したいと考えている人に情報が届くように、わかりやすい情報発信や参加しやすい取り組みが必要です。

○施策3 「福祉の学びの場づくり」について

福祉の課題に興味・関心がある人は全体の68.8%ですが、学習会やセミナーに参加したことがある人は全体の9.8%となっています。

また、参加する人を増やすために必要だと思ふことについて、回答が多い順に、「学習会などの情報発信」(6.5%)、「町民同士の参加の声掛け」(3.2%)、「開催日時や場所の工夫」(2.6%)となっています。

【その他の回答や自由意見より】

中央地区～そもそもなぜ学習会が必要なのかを知らせるべき。(50代)

西地区～時間や場所的に参加が大変。(70代) 場所が遠い。(40代)

東地区～単独ではなく、イベントと併せて開催した方がよい。(40代)

《課題》

興味・関心がある人が参加しやすいように、開催日時や場所などの工夫を行うとともに、情報発信や参加の声掛けなどが重要です。

○施策4 「町民が集まれる居場所づくり」について

家族以外の人とのコミュニケーションが「月1回程度」以下の人は87人(26.6%)で、そのうち「まったくない」と回答した人は11人(3.4%)

いました。また、今後どのような居場所があれば行ってみたいかについての質問では、回答が多い順に「他者から干渉されずに自由に過ごせる場所」(25.5%)、「世代や分野が共通する仲間が集まる場所」(17.3%)、「冷暖房の空調設備が整っている場所」(16.8%)となっています。

【その他の回答や自由意見より】

中央地区～いつでも利用できるところが少ない(80代)

西地区～誰でも集まれるフリースペースが街中にあるとよい(60代)

東地区～近所でも誰が住んでいるかわからない家が沢山ある。(30代)

《課題》

交流の場の要望がある一方で、他者とのコミュニケーションが苦手な人もいるため、多様なニーズに対応して、選択できる居場所が必要です。

○施策5 「地域で支える子育て環境づくり」について

回答者のうち、子育て経験がある人は全体の76.5%で、子育て経験が無い人は20.5%でした。

また、子育て世帯への支援に必要なだと思ふことについての質問では、回答が多い順に「気軽に話が出来る相談先」(23.7%)、「公的なサービスによる育児支援」(21.7%)、「経済的な助成」(19.5%)でした。

【その他の回答や自由意見より】

中央地区～どのようなことに困っているかを知らせるべき。(50代)

西地区～今年出産し子育て中、別海の支援の手厚さに感激。(20代)

地域で支えられている感覚は全くありません。(40代)

東地区～親が子育てについて学べる場や機会が必要。(40代)

《課題》

気軽に話が出来る相談先が求められています。また、地域や世代が違っても、必要な支援が受けられるような取り組みが必要です。

○施策6 「みんなが活躍できる就労支援の推進」について

回答者のうち、仕事をしていない人は全体の31.7%で、そのうち、仕事をしたいと回答した人は、27人(全体の約8%)でした。

また、仕事を始めるために必要だと思ふ支援については、回答が多い順に、「自分の能力と仕事内容のマッチング」(5.9%)、「求人などの情報提供」(3.9%)、「職場の理解(障がいや病気など)」(2.0%)でした。

【その他の回答や自由意見より】

中央地区～地元に戻って働ける仕組みがあると安心。(50代)

西地区～働いてみたいと思ふ職種が身近にない。(50代)

東地区～ひとり親や障がいのある人達の就労支援や経済的自立を進めて欲しい(60代)

《課題》

仕事を始めたい人たちが実際に働けるように、必要な情報提供や支援を行うとともに、職場の理解や環境づくりが重要です。

○施策7「困ったときに相談できる体制づくり」について

現在生活上で困っていることがあるかの質問に対して、「とても困っていて相談したい（している）」と回答した人は17人（全体の5.2%）で、そのうち相談相手はいないと回答した人は4人でした。

また、相談先に求める条件については、回答が多い順に「利用のしやすさ」（23.7%）、「相談員の専門性」（19.2%）、「雰囲気」（18.9%）でした。

【その他の回答や自由意見より】

中央地区～わからないことを説明してくれる受付があると良い。（60代）

西地区～親の介護で介護認定や利用の難しさを経験しましたが、2度目はケアマネジャーに救われました。（40代）

東地区～孤独死など身近に情報が入ってくると、どうにかして防ぐ事ができなかったのかという思いになる。（30代）

《課題》

困っていても相談する相手がない人が一定数います。また相談してもらうためには、相談しやすい配慮や専門性の高さが求められています。



○施策8 「買い物や通院などの外出支援の推進」について

全体の90.5%(296人)は、週に1,2回以上外出していますが、外出が月1回以下と回答している人は8.6%(24人)で、そのうち年数回程度が3.7%(12人)、まったく外出していない人が0.9%(3人)となっています。

○問37 あなたは、日頃自宅から外出していますか。(1つに○)

設 問	全 体 (件)	地域別内訳			割 合 (%)
		中 央	西	東	
1. ほぼ毎日外出している	134	49	39	46	41.0%
2. 週に3回以上外出している	68	29	16	23	20.8%
3. 週に1,2回程度外出している	94	16	41	37	28.7%
4. 月に1回程度外出している	9	1	4	4	2.8%
5. 年に数回程度外出している	12	6	3	3	3.7%
6. まったく外出していない	3	2	1	0	0.9%
無回答	7	3	2	2	2.1%
サンプル数	327	106	106	115	100.0%

【その他の回答や自由意見より】

中央地区～車がないので夜中に救急車を呼ぶまでではない病気のとき
(特に冬)にお願いできる車があるとありがたい。(70代)

西地区～高齢化が進み、バスなどが無い地域での買い物、通院の移動
はどうするのか。自動車免許の返納は難しい(40代)

東地区～高齢者がサロンやパークゴルフ場に行きたくても遠くへ行
けない。(50代) タクシーが配備されたら高齢者の自由度が
増し、家族の負担も減って良いと思います。(40代)

ライドシェアを早く始めてほしいと多くの人々が待っています。
早急に解決をお願いします。(40代)

《課題》

町全体の共通する課題となっており、特に東地区から多くの声が寄
れせられており、ライドシェアなどの早期の対策が求められています。

○施策9「必要な支援が受けられる環境づくり」について

現在支援を必要としていると回答した人は、全体の11% (36人) で、そのうち25.0% (9人) が「支援を受けているが十分ではない。」と回答しています。

【その他の回答や自由意見より】

中央地区～介護施設の充実と介護職員の待遇改善しないと人手不足が続く福祉が提供できなくなります。(60代)

西地区～認知症本人や家族の支援が重要だと思われれます。(80代)

東地区～施設も人材も足りていない。進学で離れた子どもが地元に戻り活躍したいという気持ちを無駄にしないよう、受け皿をしっかりと確保してほしい。(50代)

《課題》

地域やサービスの種類によって、必要な支援が受けられない人が一定数います。また、サービス事業所や人材不足の問題への対応が重要です。

○施策10「安心して暮らせる防災・防犯対策の推進」について

自分の地区の指定避難所を知っている人は、全体の78.9%ですが、食糧や防災グッズなどを備蓄している人は49.2%と半数を下回っています。

また、防犯対策を行っている人も44.0%と低くなっています。

【その他の回答や自由意見より】

中央・西地区～特になし

東地区～最低限の防災物資をふるさと納税で用意してほしい。(60代)
 運転できなくなったら津波がきたらどうすれば良いか。(70代)

《課題》

指定避難所の確認や防災グッズなどの備蓄の必要性を周知・啓発するとともに、日頃からの防災、防犯意識を高める取り組みが必要です。

○施策11 「権利が守られる取り組みの推進」について

成年後見制度について「十分知っている」「ある程度知っている」と回答した人は、全体の28.4%（93人）で、「知っているが詳しくはわからない」「まったくわからない」と回答した人は、69.1%（226人）となっており、認知症の「十分な知識がある」「ある程度の知識がある」と回答した46.8%（153人）と比較すると認知度が低くなっています。

【その他の回答や自由意見より】

中央地区～職場でのパワハラセミナーがあっても良い。（70代）

西地区～配偶者暴力の相談先や人材を情報提供してほしい。（60代）

東地区～家庭の中で理不尽な生活を強いられるなどの虐待があるのではないかと気づいた人が声をあげられる社会を目指す必要があると思います。（60代）

《課題》

成年後見制度の認知度を高めるため、周知啓発を継続するとともに、虐待やハラスメント対策などの取り組みが必要です。

○その他

中央地区～職員が親身になって相談に乗ってくれる。ありがとう（80代）
別海町の福祉は利用しやすく、職員も頑張っていると思います。（80代）

西地区～別海町に長年住んできてこんなアンケートを初めて受け取りました。役場、関係者の皆さま頑張ってください。私も頑張ります。（50代）

現在子育て中ですが、給食費無償、医療費無償、子育て支援の取り組みや団体の多さなど子育て支援の手厚さに感激しています。別海町の強みなので、ずっと継続していただきたい。（20代）

東地区～別海町の福祉事業は素晴らしく思います。ただ、町民がどこまで理解し、関心も持っているか。町民の理解がなければ行政だけでは厳しいと思います。（70代）

だい しょう けいかく きほんてき かんが かた
第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

め 目くばり き 気くばり こころ 心くばり

とも ささ あ あんしん く
共に支え合い安心して暮らせるまちづくり

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、町民や町内会、関係団体、事業者などと社会福祉協議会や行政が連携し、それぞれの役割に基づき、地域づくりの担い手となるよう、共に支えあう意識づくりが大切です。

次に掲げる3つの基本目標を柱として、取り組みを実施していきます。

基本目標1 思いやりの心と人づくり

町民ひとり一人が、地域の課題を「自分のこと」と意識して取り組むことができるよう、子どもから大人まで幅広い世代への福祉教育などを通じて、地域福祉を支える人材を育てるとともに、思いやりの心づくりを目指します。

基本目標2 地域で支え合い、助け合う関係づくり

日頃から地域の町民同士が互いに顔を合わせて支え合えるよう、色々の活動への参加を促すとともに、困ったときには誰かに相談し、必要な制度やサービスが受けられる仕組みや関係づくりを目指します。

基本目標3 住み続けたいと思える、安心の地域づくり

町民みんなが安心して、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、健康づくりや生活しやすい環境を整えるとともに、災害への備えや防犯・再犯対策などの取り組みを行い、個人の権利が守られる地域づくりを目指します。



3 計画の全体図

目くばり
 共に支え合い
 安心して暮らせる
 まちづくり

基本目標 1

思いやりの心と人づくり

- 施策 1 地域福祉を支える人づくり
- 施策 2 ボランティア活動の推進
- 施策 3 福祉の学びの場づくり

基本目標 2

地域で支え合い、助け合う関係づくり

- 施策 4 町民が集まれる居場所づくり
- 施策 5 地域で支える子育て環境づくり
- 施策 6 みんなが活躍できる就労支援の推進
- 施策 7 困ったときに相談できる体制づくり

基本目標 3

住み続けたいと思える、安心の地域づくり

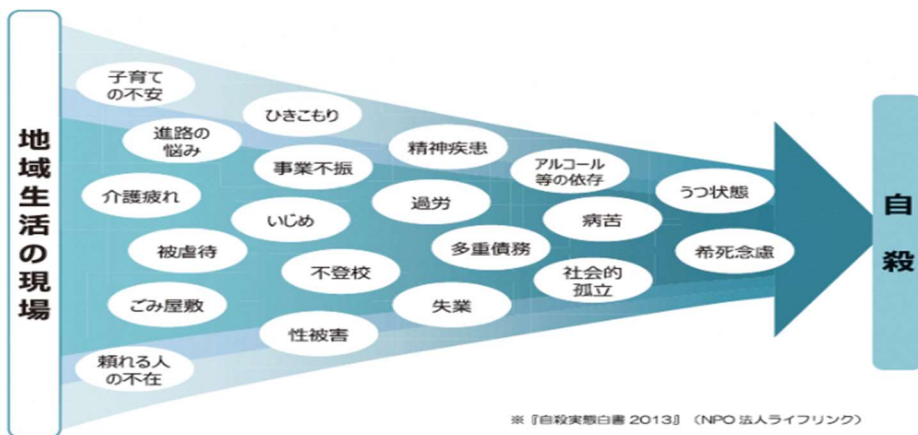
- 施策 8 買い物や通院などの外出支援の推進
- 施策 9 必要な支援が受けられる環境づくり
- 施策 10 安心して暮らせる防災・防犯対策の推進
- 施策 11 権利が守られる取り組みの推進



ちいきふくし 地域福祉トピック②

べつかいちょう 別海町は “あったかい町づくり” としての じさつたいさく 自殺対策に とく 取り組んでいます！

じさつ 自殺は いじょう もんだい ふくざつ かさ 4つ以上の問題が複雑に重なり合っあて起おこると考かんがえられています。何なにか心しんぱい配はいなことがああったり、問もんだい題だいが起おこった時ときには直すぐにご家かぞく族ぞくや地ち域いきの相そう談だん窓まど口ぐちに相そう談だんしましうしょう。



※『自殺実態白書 2013』(NPO 法人ライフリンク)

～ 「おせっかいばあさん」と仲間たちの紹介～

おせっかいマインドとは

お友達や近所さんのことを気にかけて、声をかけたり見守る精神。
また、求められなくてもほんの少しのお手伝いやお世話をする温かい心。

おせっかいばあさん



いつも明るくおしゃべりが大好きなおばあさん。
また、周りの人を放っておけない性分で、近所の住人に手作りのホタテ入り饅頭を食べてもらうことを楽しみとしている。
周りをいつも気にかけて、おせっかいを焼く様子から「おせっかいばあさん」と呼ばれるようになった。(本人も気に入っている。)

リっすん



シミジミ



ジャマイカ



ウナズク



※ 「おせっかいばあさん」は別海町自殺対策キャラクターです。

だい しょう きほんもくひょう たい と く
第4章 基本目標に対する取り組み

第4章 基本目標に対する取り組み

基本目標1 思いやりの心と人づくり

施策1 地域福祉を支える人づくり

現状と課題

地域福祉は、その地域に暮らす町民のほか、町内会や民生委員・児童委員など、色々な人や団体などにより支えられており、別海町でも、町民同士の交流や、町内会の活動が盛んに行われています。

一方で、町の人口減少とともに、町内会加入世帯数も年々減少しており、元気な高齢者や若い世代、引っ越ししてきた世帯などへの働きかけや、地域福祉活動などに参加してもらえるような仕組みづくりが課題です。

具体的な取り組み

関連するSDGsの目標



町民の取り組み

- ◆ 町内会の活動に興味を持ち、協力しましょう。
- ◆ 地域の行事やイベントなどに誘い合って参加しましょう。

地域の取り組み

- ◆ 町内会の活動が広く理解されるよう周知しましょう。
- ◆ 地域にいる社会福祉の増進に熱意のある人を探しましょう。

事業所や団体などの取り組み

- ◆ 所在する地域への社会貢献活動を行いましょう。
- ◆ 従業員などが福祉活動に参加する機会を作りましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ◆地域福祉に関する情報発信を行います。
- ◆町民や団体などの地域福祉活動の支援を行います。

行政（役場）の取り組み

- ◆地域福祉団体などの活動を支援します。
- ◆社会福祉協議会や関係団体などと連携・協力します。

相談窓口や問合せ先

別海町町内会連絡協議会

☎ 0153-75-2148 📠 0153-75-0457

別海町民生委員児童委員協議会事務局（福祉課内）

☎ 0153-74-9641 📠 0153-75-2773



民生委員・児童委員の活動のようす



福祉牛乳配布場所で、周知啓発のティッシュ配りを行う
第3地域部会（西春別地区）のようす



基本目標 1 思いやりの心と人づくり

施策 2 ボランティア活動の推進

現状と課題

ボランティアとは「自分ができるところを自分の意志で他人や社会に貢献する行為を無償で行うこと」を言い、無償で行うもののほかに、実際にかかる経費などを負担してもらう有償ボランティアや、普段の生活の中で、道のごみを拾ったり、困っている人を助けてあげたりする何気ない行為もボランティアと言えます。

別海町ボランティアセンターに登録している団体数は少しずつ増えていますが、団体の会員数や個人ボランティアの人数は減少しており、今後ボランティア活動に興味を持ち、参加する人を増やす取り組みが求められています。

関連するSDGsの目標



具体的な取り組み

● 町民の取り組み

- ◆ ボランティア活動に興味を持ち、協力しましょう。
- ◆ 自分ができるところを何気ないボランティアを行いましょう。

● 地域の取り組み

- ◆ 町民にボランティア活動への参加を声掛けしましょう。
- ◆ 地域のボランティア活動を応援し、受け入れましょう。

● 事業所や団体などの取り組み

- ◆ 所在する地域へのボランティア活動を行いましょう。
- ◆ 従業員などが、ボランティア活動に参加する機会を作りましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ◆ ボランティアセンターとして、活動の支援を行います。
- ◆ 情報を発信し、ボランティア活動への参加を促します。

行政（役場）の取り組み

- ◆ ボランティア活動を支援します。
- ◆ ボランティアセンターや関係団体などと連携・協力します。

活用できる制度やサービス

ボランティア活動保険（社会福祉協議会）

ボランティア活動中の事故によるケガや損害賠償責任を補償します。

相談窓口や問合せ先

別海町ボランティアセンター（別海町社会福祉協議会内）

☎ 0153-75-2148

📄 0153-75-0457



別海高等学校ボランティア局

ボランティア局では、各イベントの主催者より依頼を受けた行事などの、運営の補助の活動などを行っています。



↑ 子どもまつりでぬりえコーナーを担当する様子（町ホームページより）

《主な活動実績》

- ・ べつかい子どもまつり
- ・ 柏の実まつり
- ・ 商工会青年部福祉事業
- ・ その他各種募金活動など

別海高等学校

☎ 0153-75-3349



基本目標 1 思いやりの心と人づくり

施策 3 福祉の学びの場づくり

現状と課題

町民一人ひとりが、地域福祉の課題を「自分のこと」として取り組むためには、生活上の課題や福祉に対する正しい知識と、町民同士や地域で支え合う「思いやりの心」を育てていくことが大切です。

特に子どもの頃から、学校などで学ぶ福祉教育が重要であり、大人も子どもの手本となるような行動が求められています。

具体的な取り組み

関連するSDGsの目標



町民の取り組み

- ◆ 色々な課題に興味を持ち、福祉の正しい知識を学びましょう。
- ◆ 地域の学習会やセミナーなどに参加しましょう。

地域の取り組み

- ◆ 地域福祉に関する学習の機会を作りましょう。
- ◆ 町民に声を掛け、学習会などへの参加を促しましょう。

事業所や団体などの取り組み

- ◆ 従業員などに地域福祉に関する学習の機会を作りましょう。
- ◆ 従業員などに地域の学習会などへの参加を促しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ◆ 地域や事業所、団体の要望に応じて福祉講座を行います。
- ◆ 地域福祉への理解を深める講演会などを開催します。

行政（役場・学校）の取り組み

- ◆ 町民や団体などからの要望に応じて、ふれあいトーク宅配講座などにより、講師を派遣します。
- ◆ 社会福祉協議会や関係団体などと連携・協力します。
- ◆ 学校での総合的な学習の時間などに、福祉の学習課題などを行います。

活用できる制度やサービス



ふれあいトーク宅配講座（生涯学習課）

町民の「知りたい・学びたい」に答えるため、行政に関する制度や手続き、事業などについて、担当職員が出向き話をします。



福祉出前講座（社会福祉協議会）

地域の皆さまの要望に応じて、職員やボランティアなどが福祉の講座を出前します。

相談窓口や問合せ先



別海町教育委員会



生涯学習課

[0153-74-9273](tel:0153-74-9273)



学校教育課

[0153-74-9274](tel:0153-74-9274)



別海町社会福祉協議会



0153-75-2148



0153-75-0457



基本目標2 地域で支え合い、助け合う関係づくり
 施策4 町民が集まれる居場所づくり

現状と課題

町民同士が支え合うためには、日頃から顔を合わせて、言葉を交わす機会が重要であり、町民が集まれる機会や居場所づくりが必要となります。

また、同じ世代や共通する仲間で集まる場所も大切であり、子どもから高齢者、障がいのある人など、世代や分野を問わない交流が、今後さらに求められます。

関連するSDGsの目標



具体的な取り組み

町民の取り組み

- ◆自分から、あいさつや声掛けしましょう。
- ◆地域の行事やイベントなどに参加しましょう。

地域の取り組み

- ◆子どもや高齢者など、みんなが参加できる機会を作りましょう。
- ◆町民が必要としている居場所づくりをみんなで考えましょう。

事業所や団体などの取り組み

- ◆居場所づくりの手伝いや場所の提供など協力しましょう。
- ◆従業員などに居場所づくりへの参加を促しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ◆世代や分野を問わず、親睦や交流が深められる機会を作ります。
- ◆町民や団体などの居場所づくりの支援を行います。

行政（役場）の取り組み

- ◆ 地域の色々なコミュニティ活動を支援します。
- ◆ 世代や分野ごとに共通する仲間が集まる拠点を作ります。
- ◆ 共生型地域福祉拠点※の活動を支援します。

活用できる制度やサービス

ふれあい・いきいきサロン（介護支援課）

地域の高齢者や障がいのある人が楽しく過ごす場です。

町内3か所（別海：「友遊」、西春別駅前：「遊楽」、尾岱沼：「遊海」）

認知症カフェ・こころん（介護支援課）

認知症の方や家族、地域の方に気軽に過ごしてもらおう場です。



地域活動支援センター「いるあーる」（福祉課）

障がいのある人などの創作活動や社会参加を支援する場です。

相談窓口や問合せ先

別海町役場（介護支援課）

☎ 0153-74-9643



別海町役場（福祉課）

☎ 0153-74-9641

共生型地域福祉拠点「ふれあいの家」

高齢者や障がいのある人、子どもなど地域住民とともに集い交流する、支え合いの活動の「場」です。



- ・カフェ「森のテラス」
- ・販売コーナー「森のショップ」
- ・共生サロン「ひだまり」
- ・地域活動支援センター「いるあーる」
- ・フリースペースきこりホール

【営業時間】月曜日から金曜日

午前10時半から午後4時半

☎ 0153-75-3400



ほっとカフェ い〜ばしょ

予約は不要、年齢や性別

など関係なく、誰でも

無料で利用できます。

【場所】こども広場ひかり

旭町サテライト（みなくる
駐車場横です。）

【営業時間】

火・金曜日

午前9時半から午後3時

☎ 0153-74-0321



基本目標2 地域で支え合い、助け合う関係づくり

施策5 地域で支える子育て環境づくり

現状と課題

別海町の合計特殊出生率※(10P参照)は全国平均と比べて高く、また、町内全ての認可保育園と幼稚園を、地域の子育て支援機能も担う「認定こども園」にしたり、地域子育て支援拠点として子育て支援センターを設置するなど、特に子育て支援に力を入れています。

一方で、少子化も進んでおり、核家族化や共働き、ひとり親など、子育てのサポートが受けられない世帯も増えています。また、こころの病気を抱える保護者もあり、子育てに困難を感じていたり、仕事ができないことによる貧困問題や、子どもが大人に代わって家事や家族の世話などを行う「ヤングケアラー」など課題がたくさんあります。

すべての子育て世帯が、将来への希望を持ちながら安心して子育てできるように、地域全体で支える環境づくりが必要です。

関連するSDGsの目標



具体的な取り組み

第4章

● 町民の取り組み

- ◆ 近くに子育て中の親子がいる時は、温かく見守りしましょう。
- ◆ 子育て中の方は、独りで悩まずに、すぐ相談しましょう。
- ◆ ファミリー・サポート・センター会員養成講座を受講しましょう。

● 地域の取り組み

- ◆ 子育て世帯を地域全体で見守りましょう。
- ◆ 地域の行事やイベントに、参加しやすい配慮をしましょう。
- ◆ 地域の民生委員・児童委員や主任児童委員と連携しましょう。

● 事業所や団体などの取り組み

- ◆ 子育て世帯が働きやすい職場の環境づくりに努めましょう。
- ◆ こども食堂など色々な子育て支援の活動に協力しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ◆ 経済的に困窮している子育て世帯への支援を行います。
- ◆ 子育て支援を行う団体などの支援を行います。

行政（役場）の取り組み

- ◆ 妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない相談支援を行います。
- ◆ 色々な地域子ども・子育て支援事業を行います。
- ◆ 地域の実情に合わせた、教育・保育の提供体制を考えます。

活用できる制度やサービス

ファミリー・サポート・センター事業（福祉課）

子育ての手助けが欲しい人と、お手伝いできる人をつなぐ事業です。

病児保育事業（福祉課）

子どもの病気時に、就労中の保護者に代わり保育を行う事業です。

相談窓口や問合せ先

別海町役場（福祉課）

☎ 0153-74-9642



子ども家庭センター

☎ 0153-75-3819



母子健康センター

☎ 0153-75-2262



☎ 0153-75-1828



下記のほか、各認定こども園、へき地保育園でも、子育てなどの相談ができます。

西春別駅前子ども食堂「すまいる」

子どもから大人まで地域の人々が気軽に集り「食」を通して地域のコミュニケーション力を高めることを目的としています。



みんなの食堂まーる

別海町の食材がいっぱい！楽しいイベント満載！ちびっ子からお年寄りまで、「気持ちやすまーる」「ハートがあつたまーる」みんなの食堂まーるです！



基本目標2 地域で支え合い、助け合う関係づくり

施策6 みんなが活躍できる就労支援の推進

現状と課題

高齢者や障がいのある人、ひとり親世帯など、働く気持ちがあっても、労働条件や労働環境が合わないなど、就労できない状況があります。

高齢者や障がいのある人が、自分のできる事を活かして働ける環境づくりや、一人で子育てと仕事を両立しなければならないひとり親世帯への支援の充実が課題と考えられます。

関連するSDGsの目標



具体的な取り組み

● 町民の取り組み

- ◆ 求人情報など、就労に関する情報を収集しましょう。
- ◆ 自分の得意分野を活かして、働く意欲をアピールしましょう。

● 地域の取り組み

- ◆ 就労に関する情報を収集し、地域で共有しましょう。
- ◆ 就労に関する適切な相談窓口を紹介しましょう。

● 事業所や団体などの取り組み

- ◆ 制度などを活用し、高齢者や障がいのある人などの雇用を検討しましょう。
- ◆ みんなが働きやすいよう職場の環境整備を行いましょ。

● 社会福祉協議会の取り組み

- ◆ 就労できず生活に困窮している人への支援を行います。
- ◆ 就労に関する相談機関や行政などと連携します。

行政（役場）の取り組み

- ◆ 町の方針に基づき、障害者就労施設などとの物品の調達や仕事の提供などを行います。
- ◆ 役場の障がいのある人の雇用や環境整備などに努めます。
- ◆ 高齢者の豊富な経験を活かして、元気に仕事が続けられるための体制を考えます。

活用できる制度やサービス

- ✿ 就労継続支援事業など（福祉課）
障がいのある人の働く場や必要な訓練などを行うサービスです。
- ✿ トライアル雇用制度など（ハローワーク）
常用雇用へ移行することを目的に、3カ月間試行雇用する制度です。
- ✿ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金など（北海道）
就職するための指定講座の受講料の一部を支給します。

相談窓口や問合せ先

- 🌸 別海町役場（福祉課）
☎ 0153-74-9641 📠 0153-75-2773
- 🌸 ハローワーク根室
☎ 0153-23-2161 📠 0153-24-4158
- 🌸 根室振興局（保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室）
☎ 0153-23-6914 📠 0153-23-6176
- 🌸 釧路母子家庭等就業・自立支援センター（釧路まリモ学園）
☎ 0154-22-2401 📠 0154-22-2801



基本目標2 地域で支え合い、助け合う関係づくり

施策7 困ったときに相談できる体制づくり

現状と課題

近年の核家族化や少子超高齢化社会の進行により、地域との関わりが少ない世帯が増えています。また、困っていても、周りに助けを求めると、支援を受けることを恥ずかしいと感じ、課題を一人で抱え込んでしまい、正しい制度やサービスの知識がないまま追い込まれてしまう場合も考えられます。

具体的な取り組み

関連するSDGsの目標



◆ 町民の取り組み

- ◆ 地域の相談窓口の情報を調べておきましょう。
- ◆ 近所の人困りごとに気づけるよう、日頃から会話しましょう。
- ◆ 自分が困ったときは、遠慮せずに相談しましょう。
- ◆ 相談先がわからない場合は、どこに相談したらよいかを、まず周りの人や役場に聞きましょう。

◆ 地域の取り組み

- ◆ 地域の町内会や、民生委員・児童委員などと連携し、困っている人を見守りする体制づくりに努めましょう。
- ◆ 困っている人のSOSを早く察知して、適切な相談窓口につなぎましょう。

ゲートキーパー研修
会を受講してね!



おせっかいばあさん

◆ 事業所や団体などの取り組み

- ◆ 相談窓口となる事業所などは、広く町民に知ってもらうための周知・啓発に努めましょう。
- ◆ 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ見守る「ゲートキーパー」研修会を受講しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ◆地域の身近な相談窓口として、周知・啓発に努めます。
- ◆生活に困窮している世帯への支援を行います。

行政（役場）の取り組み

- ◆高齢者や障がい、子育て、その他の色々な困りごとの相談窓口を設置します。
- ◆社会福祉協議会や民生委員・児童委員、関係団体などと連携・協力し、困りごとの解決に努めます。
- ◆地域の団体などからの要望に応じて、ゲートキーパー研修会を開催します。

相談先がわからない場合は、連絡しやすい窓口にお問合せください。適切な相談機関をご案内します。

相談窓口や問合せ先

別海町役場（福祉課）

☎ 0153-74-9641
 📄 0153-75-2773

別海町役場（介護支援課）

☎ 0153-74-9643
 📄 0153-75-2773

別海町地域包括支援センター（別海町役場内）

☎ 0153-79-5500
 📄 0153-75-2773



別海町民保健センター

☎ 0153-75-0359
 📄 0153-75-0337



こども家庭センター

☎ 0153-75-3819
 📄 0153-75-0337



相談室 るーぷ

☎ 0153-74-8117
 📄 0153-74-8117



相談室 すこっぷ

☎ 080-1552-2857
 📄 なし

生活サポートセンターよりそい（北海道社会福祉専門団）

☎ 0153-74-0609
 📄 0153-75-0639



基本目標3 住み続けたいと思える、安心の地域づくり

施策8 買い物や通院などの外出支援の推進

現状と課題

別海町は広く、車が無いと、生活に欠かせない買い物や通院などができず、社会参加の機会も制限されるなどの課題があります。

また、子育て世帯では、子どもの習い事などの送迎が出来ない時に、支援が必要となる場合があります。

特に介護や支援が必要な、高齢者や障がいのある人などは、市街地に住んでいても、外出する機会が少なくなり、閉じこもりがちな生活となってしまいます。

関連するSDGsの目標



具体的な取り組み

町民の取り組み

- ◆ 外出に困ったときは、周りの人に相談しましょう。
- ◆ 近所で外出に困っている世帯があれば、声を掛けましょう。

地域の取り組み

- ◆ 外出に活用できる情報などを地域で共有しましょう。
- ◆ 町内会や民生委員・児童委員などと連携して、外出に困っている世帯の把握に努めましょう。

事業所や団体などの取り組み

- ◆ バスなどの公共交通機関を利用する人に対して、運行時間に配慮しましょう。
- ◆ 従業員などが、家族を送迎しやすいよう、勤務時間などを柔軟に対応しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

◆高齢者や障がいのある人への福祉サービスを提供します。

行政（役場）の取り組み

◆高齢者や障がいのある人への外出支援サービスの充実に努めます。

◆社会福祉協議会や関係団体などと連携・協力します。

活用できる制度やサービス

バス・ハイヤー共通利用券は、
1月末までに使い切ると、追加
交付申請ができるよ！



地域生活バスの運賃の軽減及び免除（生活環境課）

70歳以上の高齢者や各障害者手帳所持者、医療機関に通院する人は運賃が免除になります。（小学生未満は無料、小学生は半額です。）

通院等乗合ハイヤー（生活環境課）

路線バスが通らない地区の、通院や買い物の支援が受けられない65歳以上の高齢者や障がいのある人に乗合ハイヤーを運行します。

高齢者及び障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券（福祉課）

70歳以上の高齢者及び各障害者手帳所持者に利用券を交付します。

その他公的サービス（介護保険、障がい福祉サービス

ファミリー・サポート・センター事業など）

相談窓口や問合せ先

別海町役場（福祉課）

☎ 0153-74-9641

📠 0153-75-2773

別海町役場（生活環境課）

☎ 0153-74-9871

📠 0153-75-2773

※公的サービスの相談窓口は、施策5（43、44ページ）または施策7（47、48ページ）を参照してください。



基本目標3 住み続けたいと思える、安心の地域づくり

施策9 必要な支援が受けられる環境づくり

現状と課題

一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増えており、支援が必要な状況であっても、制度やサービスがわからずに、必要な支援が受けられない世帯があります。

その他、制度の対象とはならない狭間にいる人や、複雑な課題を抱え、複数のサービスを併用しなければならない世帯などの対応も課題となっています。

また、サービスを提供する側の人材不足も大きな課題となっています。

具体的な取り組み

関連するSDGsの目標



● 町民の取り組み

- ◆ 日頃からどのような制度やサービスがあるか調べましょう。
- ◆ 支援やサービスが必要なときは、遠慮せずに利用しましょう。

● 地域の取り組み

- ◆ 地域で支援やサービスが必要な世帯を把握しましょう。
- ◆ 町民が制度やサービスを学ぶ機会を作りましょう。

● 事業所や団体などの取り組み

- ◆ 事業所が実施するサービスなどについて、広く周知しましょう。
- ◆ 従業員などに対し、制度やサービスを学ぶ機会を作りましょう。
- ◆ 職員確保のための人材育成や職場環境の向上に努めましょう。

しゅかいふくしきょうぎかい と く

社会福祉協議会の取り組み

- ◆ 福祉サービスに関する情報発信を行います。
- ◆ 不足する介護員拡充のための研修会を開催します。
- ◆ 介護サービスや施設サービスの提供に努めます。

行政（役場）の取り組み

- ◆ 高齢者や障がいのある人などが適切なサービスが受けられるための支援を行います。
- ◆ 町民の資格取得などへの支援を行います。
- ◆ 事業者や団体と協定を結び、連携して見守り活動を行います。
- ◆ 制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯などへの支援のために 包括的な支援体制を整備する事業の実施を検討します。

活用できる制度やサービス

介護職員初任者研修講座（社会福祉協議会）

介護職員の基本となる知識や技術を習得する研修を行います。

別海町奨学資金支給事業

※別途支給条件あり

介護福祉士養成機関などの修学生に奨学資金を支給する制度です。

高齢者等安否確認及び日常生活相談事業（介護支援課）

ひとり暮らし高齢者などに定期的に電話や訪問し安否確認します。

配食サービス事業（介護支援課）

高齢者などに1日1食、定期的に食事を配し安否確認します。

相談窓口や問合せ先

別海町社会福祉協議会

☎ 0153-75-2148

📄 0153-75-0457



別海町役場（介護支援課）

☎ 0153-74-9643

📄 0153-75-2773



※その他相談窓口は、施策7（47、48ページ）を参照



基本目標3 住み続けたいと思える、安心の地域づくり

施策10 安心して暮らせる防災・防犯 対策の推進

現状と課題

国の調査では、今後30年以内に大きな地震が高い確率で発生すると予測されており、災害などに備えて、日頃から自主防災組織による防災訓練や、訓練への積極的な参加が求められています。

特に、災害時には高齢者や障がいのある人など、移動や判断、情報の収集に配慮が必要な人への支援や、北海道は冬の災害も想定し、暖房や防寒具、除雪などの備えも大切です。

また、高齢者や障がいのある人を狙ったオレオレ詐欺や悪質商法、女性や子どもなど弱い立場の人を狙った犯罪なども増えており、日頃からの防犯対策や、地域全体での見守りなどが重要です。

関連するSDGsの目標



具体的な取り組み

● 町民の取り組み

- ◆ 災害に備えて、避難所や避難経路の確認、備蓄などを準備し、地域の自主防災組織などで行う防災訓練に参加しましょう。
- ◆ 不審な電話やメールに注意し、怪しいときは相談しましょう。
- ◆ 夜間など人通りの少ない道の一人歩きや、スマートフォンを操作しながらの「ながら歩き」は避け、周囲に気を配りましょう。

● 地域の取り組み

- ◆ 自主防災組織として学習会や防災訓練などを行いましょう。
- ◆ 町民や配慮が必要な人の防災訓練への参加を促しましょう。
- ◆ 地域で見守りし、不審者情報などを共有しましょう。



● 事業所や団体などの取り組み

- ◆ 地域の防災訓練などに積極的に参加しましょう。
- ◆ 社会福祉施設などは福祉避難所として災害時に備えましょう。
- ◆ 高齢者など様子がおかしいときは、声を掛け話を聞きましょう。

● 社会福祉協議会の取り組み

- ◆ 災害ボランティアセンターとして、災害時の支援を行います。
- ◆ 町内会や自主防災活動などの支援を行います。

● 行政（役場）の取り組み

- ◆ 地域防災計画に基づき、災害に備え関係団体などと連携します。
- ◆ マニュアルを作成し、町内会や自主防災組織を支援します。
- ◆ 支援が必要な人が、安全に避難できるための事業を行います。

活用できる制度やサービス

☘ 災害時避難行動要支援者支援制度（介護支援課）

在宅の高齢者や障がいのある人が災害時に支援を受ける制度です。

☘ 要保護世帯除雪事業（福祉課）

避難経路確保のため、玄関から公道までの除雪を行う事業です。

☘ 見守りわんわんパトロール隊（別海町防犯協会）

愛犬の散歩と併せて地域の見守りを行う活動です。

相談窓口や問合せ先

別海町役場

☎ 介護支援課 0153-74-9643

☎ 福祉課 0153-74-9641

別海町防犯協会

☎ 生活環境課 0153-74-9647

※指定避難所などは、こちらからご確認ください。



次のページからは、「別海町再犯防止推進計画」の内容です。

べつかいちょうさいはんぼうしすいしんけいかく
「別海町再犯防止推進計画」

けいかくさくてい こんきょ
1 計画策定の根拠など

「再犯の防止等の推進に関する法律」は、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とするものです。

また、再犯の防止等に関する施策の実施などの責務が、国だけではなく地方公共団体にもあることや、国の再犯防止推進計画を勧案し、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めるものと明記されています。

げんじょう かだい
2 現状と課題

全国の犯罪で捕まった人達に占める再犯者数の割合（再犯者率）については上昇傾向にあります。

犯罪を減らし新たな犯罪被害者を生まないためにも、過去に犯罪をした人などが地域社会の一員となれるよう社会復帰を促進し、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が重要な課題となっています。

犯罪をした人などの中には、安定した仕事や住居といった居場所がない、障がいがある、薬物依存している、十分な教育を受けていないなど、様々な支援を必要としている人が多く存在していることから、円滑な社会復帰や地域生活に向けた支援を行う必要があります。



3 やくわり それぞれの役割

<p>しゅたい <u>主体</u></p>	<p>ぐたいてき と く <u>具体的な取り組み</u></p>
<p>ひとり <u>一人ひとり</u> (<u>自助</u>)</p>	<p>◆更生や社会復帰に要する支援について、関心を高めましょう。</p>
<p>ちいき <u>地域</u> (<u>共助</u>)</p>	<p>◆立ち直ろうとする人を地域で支え、受け入れることのできる地域社会の構築に努めましょう。</p> <p>◆地域における支援体制の充実に向けて関係機関との連携を深めるとともに、社会福祉協議会のネットワークを通じ、地域生活課題の把握に努めます。</p>
<p>べつかいちやう <u>別海町</u> (<u>公助</u>)</p>	<p>◆再犯を防止するため、犯罪をした人などの状況に応じて、住民サービスへ円滑につなげるよう関係機関との連携を図り社会復帰を支援するとともに、地域の理解と協力の推進に取り組みます。</p> <p>◆安全・安心な地域づくりに寄与する保護司会などの更生保護関係団体の活動を支援します。</p> <p>◆「社会を明るくする運動」などの啓発活動の推進に取り組みます。</p>



基本目標3 住み続けたいと思える、安心の地域づくり

施策11 権利が守られる取り組みの推進

現状と課題

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、自分で判断が十分できなくなった高齢者や障がいのある人などの権利を守るために、家族や専門職が代理人となり本人の権利を守る「成年後見制度」が重要となっています。

これからさらに高齢化が進み、認知症高齢者が増えることが予想されており、成年後見の担い手として、「市民後見人」の活躍が期待されています。

また、高齢者や障がいのある人、子ども、性的少数者、配偶者や恋人など弱い立場にある人が、家庭や施設、職場などにおいて、差別や嫌がらせ（ハラスメント）、虐待などにより権利が侵害されることのないように、地域全体で見守りを行うことが大切です。

具体的な取り組み

関連するSDGsの目標



● 町民の取り組み

- ◆ 成年後見制度について、正しい知識を学びましょう。
- ◆ 認知症サポーターや市民後見人の養成講座を受講しましょう。
- ◆ 虐待を受けている（かもしれない場合も含む）と気づいたら迷わず相談しましょう。（通報は義務と決められています。）

● 地域の取り組み

- ◆ 地域全体で、虐待や差別などを許さない意識を高めましょう。
- ◆ 支援が必要な世帯を、地域で見守りましょう。
- ◆ 認知症や障がいなどについて学ぶ機会を作りましょう。

● 事業所や団体などの取り組み

◆ 事業所や団体内で、差別や嫌がらせ（ハラスメント）、虐待などの防止の取り組みを行います。

◆ 従業員などに対し、成年後見制度を学ぶ機会を作りましょう。

● 社会福祉協議会の取り組み

◆ 「べつかい安心サポートセンター」として、行政と連携し、法人後見や成年後見制度の普及・啓発に努めます。

◆ 日常生活自立支援事業を行います。

● 行政（役場）の取り組み

◆ 要望に応じて、認知症サポーター養成講座を行います。

◆ 虐待の通報窓口として、虐待の予防と早期発見に努めます。

◆ 社会福祉協議会や関係団体などと連携します。

活用できる制度やサービス

❖ 別海町成年後見制度利用支援事業（介護支援課）

必要な費用の負担が難しい人へ、費用を助成する事業です。

❖ 日常生活支援自立支援事業（べつかい安心サポートセンター）

日常生活の金銭管理などを行う事業です。

相談窓口や問合せ先

❖ 別海町役場（成年後見は介護支援課。虐待の通報、相談は高齢者、障がい、児童、DVの担当課が対応します。）

※相談窓口は、施策5または施策7を参照してください。

（※児童虐待の通報は189番でお近くの児童相談所につながります。通話料無料）

❖ べつかい安心サポートセンター（別海町社会福祉協議会内）

☎ 0153-75-2148



次のページからは、成年後見制度の利用の促進に関する取り組みなどを定めた「別海町成年後見制度利用促進基本計画」の内容です。

「別海町成年後見制度利用促進基本計画」

計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や障がいなどによって、自分ひとりで適切な判断をすることが難しい人について、家庭裁判所に選任された成年後見人などが、本人の財産の管理や各種サービスなどの契約を行い、本人の権利を守り、生活を支援する制度です。

判断能力が十分ではない人は、預貯金や不動産などの財産管理や、身の回りの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭うおそれもあります。

このような判断能力が十分ではない人を、成年後見人などが支援し、本人に代わって財産管理や契約行為などを行います。

町内には多くの高齢者や障がいのある人が生活されており、今後もサービスの利用援助や財産管理、日常生活での支援など権利擁護に関する相談などが増加していくことが予想されます。

成年後見制度は、こうした人々の権利と利益を守る上で重要なものであることから、自分らしい生活を送る上で大切なことを決め、主張し、実現することができない人の権利擁護や意思決定を支援するため、「別海町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の利用促進に向け取り組みます。

では、成年後見制度はどのような時に利用でき、どのような人が必要としているのでしょうか。

ひとり暮らしの父が認知症になりました。娘の私は離れて暮らしているため、銀行からお金をおろせず、支払いもできません・・・



後見人などが金融機関に届け出することで、払い出しすることができます。

子どもに障がいがあります。私が高齢になったらいいこの子はどうなるのでしょうか。心配です・・・



親が元気なうちに後見人などを選任し、子どもに支援者をつけることができます。

妻が認知症になりました。私は足が不自由なため、車椅子での生活で、これから入院しなければなりません。



妻に後見人などをつけることで、自分は安心して治療に専念できます。

成年後見制度のこと、もう少し詳しく知りたいな。相談先はどこかなあ。

相談先は「べつかい安心サポートセンター（別海町社会福祉協議会）」だよ。※

母の物忘れがひどくなり、近所の人に財布を盗まれたと言って聞きません。日々のお金の管理も難しくなってきました。



後見人を選任してもらうことで、適切な財産管理が期待できます。

認知症の母が、どんどん高いものや、同じものを買ってしまいます。



後見人などは契約の取り消しができますので、被害を小さくできます。



時々物忘れがあるのよね・・・。後見人にはいくつか種類があるって聞いたけど、どんな種類があるのかしら。



※弁護士などに相談する方法や家族、親族などで後見申立ての書類をそろえ、住所地の家庭裁判所へ直接申し立て（提出）する方法もあります。

成年後見制度の種類は、大きく二つに分類されます。

法定後見制度

任意後見制度

すでに判断能力が不十分になっている場合に本人や家族などが家庭裁判所に申し立てをし、成年後見人などを家庭裁判所が選び支援します。判断能力により下記の三種類になります。

判断能力が衰えた時に備え、自らあらかじめ任意後見人を決め、支援してほしいことを「公正証書※」にて契約しておきます。



常に判断力を欠いており、日常の買い物も一人では難しい人。



判断能力が著しく不十分で、日常の買い物は一人ですることが、重要な財産の管理・処分などは難しい人。



判断能力が不十分で、重要な財産の管理などを一人ですることが不安な人。



公正役場
(公正証書の作成)

※公正証書とは？
公正役場で締結する、自らの判断能力が低下した時の財産管理などを任せる契約です。

本人の判断能力が不十分になったら

家庭裁判所へ申立て

成年後見人

すべての法律行為を代行します。

保佐人

裁判所が定めた重要な契約や財産管理の代行、判断の確認をします。(本人の同意が必要)

補助人

裁判所が定めた特定の契約や財産管理の判断の手助けをします。(本人の同意が必要)

任意後見人

本人の判断能力が不十分になってから、あらかじめ契約しておいた内容で支援します。

では次に、もう少し身近に、具体的に考えてみましょう。

「自分の家族、近所の高齢者、地域の問題、自分の将来」

のこととして考えてみてください。

これからどうしたらいいのかしら・・・。



ここに頼るべき身寄りに次々と先立たれた80代の女性がいます。

長年働いてきたので、年金や貯金もあり、お金で困ることはありませんでした。

しかし年々、判断力に自信がなくなり、消費者被害にあってしま

った後は、誰を信用してよいかわからなくなり、サービスの利用も拒否し、閉じこもりがちになり、税金などの支払いも滞納していました。

最近では脱水症状により、救急車で緊急入院するようないこともありますが、入院費の支払いや退院後のことで、親族の協力がないうちもあり、病院でも対応に困っていました。

出典：厚生労働省一部参考

このように判断能力が十分ではなく困っている人や、自分が高齢となり残される障がいを持つ子が心配な親、自らSOSを発信することが難しい人などが年々増えてきています。

住み慣れた町で、自分らしく生活ができ、自分らしく生きていける手助けとして、適切な関係機関につなげ、支援を行うことが重要となります。

本町では、こうした手助け、支援につながる成年後見制度の利用を促進する具体的な取り組みを下記のとおり行います。

具体的な取り組み

(1) 地域連携ネットワークの構築

「地域連携ネットワーク」とは、地域において成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見・把握し、必要に応じた支援に結びつけるために、福祉・医療・地域の関係者や法律の専門家などの

さまざまな関係機関が連携して支援を行っていくための「地域全体の仕組み（ネットワーク）」です。

(2) 中核機関の設置

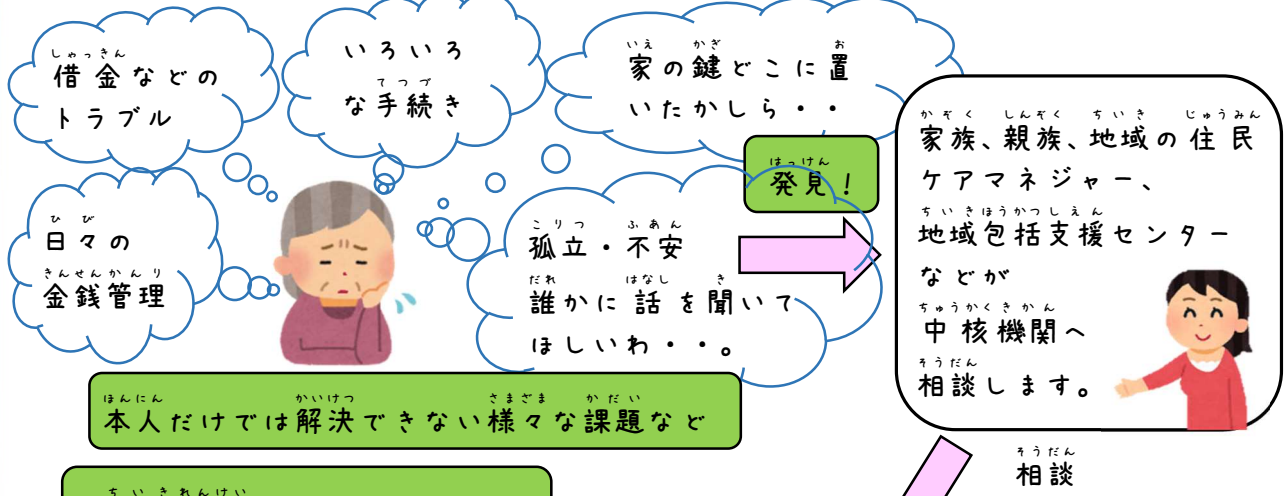
中核機関とは、地域連携ネットワークの中心となって、成年後見制度を必要としている人が、適切に安心して制度を利用できるように、以下のような具体的な取り組みを進めるものです。

本町では、現在「成年後見実施機関」である「べっかい安心サポートセンター（別海町社会福祉協議会）」を中核機関としており、一体的に権利擁護支援の取り組みを進めています。

地域連携ネットワークの役割及び中核機関の機能

地域連携ネットワークの3つの役割	中核機関の4つの機能	具体的な取り組み
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	広報機能 (広く町民の制度理解が進むよう情報を発信。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌やホームページなどを通じて情報を発信する。 ・ 制度周知のためのリーフレットなどの作成や配布をする。
早期の段階からの相談・対応体制の整備	相談機能 (相談窓口を設置し、相談支援や専門職による相談会を実施。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域での相談会を開催する。 ・ 専門職や地域包括支援センターなどの関係機関と連携した支援を行う。
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進機能 (適切な後見人候補者の選定、後見人の養成や研修を行う。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受任者調整（後見人候補者）の選定をする。 ・ 後見人の育成や支援をする。 ・ 日常生活自立支援事業などの関連制度から後見へのスムーズな移行。
	後見人支援機能 (後見人の支援に取り組む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後見人からの日常的な相談に応じる。 ・ 専門職の協力や必要に応じて家庭裁判所と情報を共有する。

別海町の「地域連携ネットワーク」のイメージ



地域連携ネットワーク※

チーム

本人を見守り、地域で本人を支えています。

主治医
 家族・親族

ヘルパー
 近隣住民

介護支援専門員
 相談支援専門員

後見人
 本人

支援

協議体

協力・連携

中核機関

行政

べつかい安心サポートセンター
 (別海町社会福祉協議会)

情報提供・関係機関への案内

必要に応じた推進会議などの開催

法律や福祉、医療などの
 関係機関が集まり、必要な
 支援を行えるよう話し合
 いをします。

協力関係機関

参加

医療・福祉団体
 家庭裁判所
 民生委員
 社会福祉士
 児童委員
 民間団体、NPOなど
 家庭裁判所
 振興局
 弁護士
 司法書士
 行政書士

地域関係者
 障がい者自立支援協議会

地域包括支援センター
 金融機関

※地域連携ネットワークは、「中核機関」、「協議体」、「チーム」で構成されています。

先ほどの身寄りのない高齢女性は、「地域連携ネットワーク」や「中核機関」による支援を受けるとどうなったのでしょうか。



病院から連絡を受けた地域包括支援センターが、本人の状況や困りごとを確認し、べつかい安心サポートセンターへつなげました。サポートセンターでは、地域連携ネットワーク内の関係機関を集め、今後の生活について話し合いをし、この高齢者には「後見人が必要」との判断になりました。

後見申立てに必要な書類は、べつかい安心サポートセンターや介護支援専門員（ケアマネジャー）にて支援・作成し、家庭裁判所へ提出されます。数週間後、家庭裁判所から後見決定の通知が届き「後見人」が就くことが決まりました。

地域連携ネットワーク
内での会議

ケアマネジャーから
本人への説明



その後この高齢者は、認知症もありましたが、後見人による各種サービス利用の手配や契約の支援、お金の管理により、望んでいた在宅生活を続けることができました。

数年後、心身の不自由さが目立ち、在宅生活の継続がむずかしくなってきたので、中核機関の呼びかけで

関係機関が話し合い、事前に確認していた本人の意向を尊重し、後見人が施設の申し込みを行いました。

数か月後、施設に空きが出て入所が決定したため、現在の家や家財道具の処分、住所変更などの役場への各種届出、施設入所に伴う契約などを、後見人と介護支援専門員らが支援し、手続きを行いました。

本人の居場所が変わり、周囲の環境や支援してくれる人が変わっても、本人の権利は守られ、本人らしさを保ち続けることができました。

このように、地域連携ネットワークや中核機関、関係機関などのそれぞれの機能や相互協力、見守りのもと、この高齢者は自分らしく、住み慣れたこの町で人生を送ることができました。



成年後見制度の利用促進

(1) 利用者への助成

経済的理由で成年後見制度の利用をためらう高齢者や障がいのある人に対し、申立手数料や鑑定費用、月額報酬などを町が助成する事業です。

低所得世帯でも費用負担の心配なく制度を活用でき、適切な権利擁護サービスを受けられる環境を整備します。

(2) 町長申立ての実施

身近に申立てを行う親族がいない方や親族による申立てが期待できない方に対し、町長が申立人となって家庭裁判所へ後見開始などの申立てを行う事業です。

関係機関と連携し、支援が必要な方の早期発見・早期対応に努め、制度利用を促進します。



(3) 市民後見人養成研修の実施

成年後見制度に関心のある町民を対象に、基礎的な法律知識や後見業務の概要を取得する研修を実施する事業です。

認知症や障がいへの理解を深め、地域における権利擁護の担い手として必要知識・技能を身につけた市民後見人を育成します。



(4) 市民後見人フォローアップ研修の実施

市民後見人養成研修修了者及び現任の市民後見人に対し、実務課題への対応方法や制度改正などについて学ぶ継続研修を実施する事業です。

事例検討や専門職助言を通じて実践的スキルアップを図り、後見業務の質向上と市民後見人の定着を支援します。



ちいきふくし
地域福祉トピック③

令和6年4月1日に「障害者差別解消法」が改正されました。

障害者差別解消法では、障がい理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申出があった場合、自治体や事業者は「合理的配慮の提供」が義務となっています。

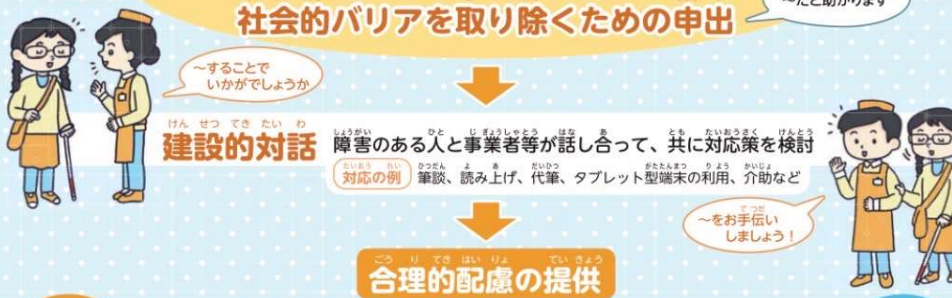
みんなが暮らしやすい町を目指しましょう。

障害者差別解消法が改正に
事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めるなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。
- 令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含みます。

合理的配慮の提供とは？

事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。



知る
障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト



「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などで分かりやすく説明しています。



調べる
障害者差別解消に関する事例データベース



「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者等の相談窓口へ寄せられた具体例を、障害種別などに応じて検索できます。



障害者白書 (毎年刊行)

政府が講じた各分野の障害者施策や取組について紹介しています。

障害者白書


検索



内閣府
Cabinet Office

内閣府 政策統括官（政策調整担当）付 障害者施策担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 ☎03-5253-2111（代表）



だい しょう けいかく すいしん む
第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の周知・啓発

本計画を効果的に推進し、基本理念の目指す地域づくりを実現するためには、行政だけの取り組みでは不十分であり、町民や地域の関係団体、事業所などの主体的な取り組みが不可欠です。

そのため、本計画の基本理念や基本目標、施策の取り組みなどについて、多くの町民や地域の関係団体、事業所などに知っていただき、実践していただけるよう、広報誌やホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングシステム）などを活用して、計画内容の周知・啓発に努めます。



町ホームページ



フェイスブック
町公式



X(エックス)



LINE(ライン)



2 協働による推進体制

本計画は、社会福祉協議会が策定している「地域福祉実践計画」と連携しながら計画の推進を図ります。

また、施策の取り組みの主体となる、町民や地域の関係団体、事業者などとの連携・協力を行いながら、地域福祉を推進していきます。

3 計画の進行状況の管理・評価

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的、継続的に進めていくために、各施策に設定している、町民、地域、事業所や団体などの具体的な取り組みの実践事例を広く募集し、年度ごとに公表するとともに、中間年の令和7(2025)年度に、町民などへの意識調査により、地域福祉の進捗状況の評価を行うことで、活動の輪が町全体に広がるよう計画の推進に努めます。

また、国の福祉施策の動向や、地域の状況を把握しながら、必要な見直しを行います。

しりょうへん
資料編

2 戸内検討委員会

年月日	内容
令和3年 8月30日(火)	<p>第1回会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画の概要及び策定スケジュールなどについて 重層的支援体制整備事業について
令和3年10月28日(木)	<p>第2回会議</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果の分析について 各分野の事業評価課題について <p style="text-align: right;">ほか</p>
令和3年12月10日(金)	<p>第3回会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 各個別計画の関連施策などの取りまとめについて 基本理念、基本目標、施策の体系などの検討ほか
令和4年 1月 7日(金)	<p>第4回会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画素案の作成、検討
令和4年 3月 4日(金)	<p>第5回会議</p> <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント実施結果及び意見の検討 計画最終案の作成、検討



素案の検討を行っている戸内検討委員会議の様子。

3 パブリックコメントの実施結果について

令和4年1月25日から2月23日の30日間実施し、2個人3件のご意見、ご提案をいただきました。寄せられた意見に対する町の考え方については、町ホームページで公表しています。



4 計画の見直しについて

(1) 地域福祉計画策定委員会

年月日	内容
令和7年 8月25日(月)	第1回会議 ・計画の概要及び見直しスケジュール等について
令和7年10月30日(木)	第2回会議 ・計画の基本理念、基本目標の検討についてほか
令和8年 1月27日(火)	第3回会議 ・計画素案の検討 ・パブリックコメントについて

(2) 庁内検討委員会

年月日	内容
令和7年 7月30日(水)	第1回会議 ・計画の概要及び見直しスケジュール等について
令和7年10月22日(水)	第2回会議 ・地域福祉計画の修正点の確認についてほか

5 計画見直しに係るパブリックコメントの実施結果について

7

しりょう べつかいちようちいきふくしけいかくさくていいんかいせっちきそく
【資料2】 別海町地域福祉計画策定委員会設置規則

れいわねんがつ にち
令和3年5月19日

せっち
(設置)

べつかいちようきそくだい ごう
別海町規則第11号

だい じょう しゅかいふくしほう しょうろ ねんほうりつだい ごう だい じょう さてい もと
第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、
べつかいちよう ちいきふくし そうごうてき こうかてき すいしん ほか べつかいちよう
別海町における地域福祉の総合的かつ効果的な推進を図るため別海町
ちいきふくしけいかく い か けいかく さくてい ひろ ちようみん いけん
地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、広く町民の意見
もと
を求めるため、別海町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」と
いう。）をせっち
設置する。

しよしよ じむ
(所掌事務)

だい じょう さくていいんかい つぎ かなか じこう けんとうおよ しんぎ
第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討及び審議する。

- (1) けいかく さいていおよ みなお かん
計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) た ちいきふくし すいしん かん
その他地域福祉の推進に関すること。

そしき
(組織)

だい じょう さくていいんかい いいん ぬい ぬい そしき
第3条 策定委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 いいん つぎ かなか もの うちから ちようちよう いしよく
委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) こうぼ せんこう ちいきじゆうみん
公募により選考された地域住民
- (2) じんせい いいん じせう いいん
民生委員・児童委員
- (3) しゅかいふくしきょうぎかい いしよくいん
社会福祉協議会職員
- (4) ふくし いりょう ほけんかんけいしゅ
福祉・医療・保健関係者
- (5) がくしきけいけんしゅ
学識経験者
- (6) た ちようちよう ひつよう みと もの
その他町長が必要と認めた者

にんき
(任期)

だい じょう いいん にんき いしよく ひ けいかく さくていとウ かんりよう
第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定等が完了するまでとす
る。ただし、いいん か ばあい こうにん いいん にんき ぜんにんしゅ
委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の
ざんにんきかん
残任期間とする。

いいんちようおよ ふくいいんちよう
(委員長及び副委員長)

だい じょう さくていいんかい いいんちようおよ ふくいいんちよう お
第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 いいんちよう いいん ごせん せんしゅつ ふくいいんちよう いいん なか
委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から
いいんちよう しめい
委員長が指名するものとする。

3 いいんちよう かいむ そうり いいんかい だいひよう
委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年別海村条例第43号)の規定により支給する。

(庁内検討委員会)

第8条 策定委員会に庁内検討委員会を置き、第2条に掲げる所掌事務についての検討を行い、計画の素案を作成する。

2 庁内検討委員会は、次に掲げる課等の長が、所属職員の中から指名する職員をもって構成し、福祉課長が招集する。

- (1) 福祉課
- (2) 介護支援課
- (3) 地域包括支援センター
- (4) 保健課
- (5) こども家庭センター
- (6) 生活環境課

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、福祉部福祉課において行う。

(委任)

第10条 この規則の定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

【資料3】 別海町地域福祉計画策定委員会委員名簿

1 令和3年度 計画策定時

任期：令和3年9月30日から計画の策定が完了するまで

区分	氏名	所属
公募により選考された地域住民	中根 富士美	(中央地区)
	菅野 笑子	(西地区)
	鈴木 和子○	(東地区)
民生委員児童委員	加勢 正司◎	民生委員児童委員協議会
社会福祉協議会職員	鈴木 秋弘	別海町社会福祉協議会
福祉・医療・保健関係者	干場 富夫	別海町民保健センター
	竹中 仁美	町立別海病院
	木嶋 加寿美	社会福祉法人 べつかい柏の実会 (障害者支援施設 柏の実学園)
	中山 恵子	特定非営利活動法人 スワンの家
	上林 泰聡	道東あさひ農業協同組合 (道東あさひケアセンター)
学識経験者	今西 英雄	別海町介護保険事業計画等策定委員会
	加藤 泰和	別海町子ども・子育て会議
	浜尾 勇貴	根室圏域障がい者総合相談支援センター 「あくせす根室」
その他町長が必要と認めた者	池田 卓也	別海町教育委員会
	穴戸 淳一	別海町商工会

◎委員長 ○副委員長

2 令和7年度 計画見直し時

任期：令和7年8月25日から計画の策定（見直し）が完了するまで

区 分	氏 名	所 属
公募により選考された地域住民	川瀬 繁子	(中央地区)
	菅野 笑子○	(西地区)
	新濱 仁美	(東地区)
民生委員児童委員	永洞 貢	民生委員児童委員協議会
社会福祉協議会職員	麻郷地 聡	別海町社会福祉協議会
福祉・医療・保健 関係者	千葉 宏	別海町民保健センター
	竹中 美穂	町立別海病院
	池田 卓也	社会福祉法人 べつかい柏の実会 (障害者支援施設 柏の実学園)
	中山 恵子◎	特定非営利活動法人 スワンの家
	上林 泰聡	道東あさひ農業協同組合 (道東あさひケアセンター)
学識経験者	今西 英雄	別海町介護保険事業計画等策定委員会
	若木 雅美	別海町子ども・子育て会議
	洪尾 勇貴	根室圏域障がい者総合相談支援センター 「あくせす根室」
その他町長が必要と認めた者	田畑 直樹	別海町教育委員会
	石川 量平	別海町商工会

◎委員長 ○副委員長

ちょうみん ちいき じぎょうしょ だんたい ねが
町民、地域、事業所や団体のみなさまへのお願い

ちいきふくしけいかく かくしさく かが ぐたいてき とく
地域福祉計画の各施策に掲げる「具体的な取り組み」に
ついて、出来ることがありましたら、ぜひ実践してください。
じっせん さい かき にじげん とくく ないよう
実践した際は、下記の二次元コードから取り組み内容を
ほうこく
報告くださいますようお願いいたします。

べつかいちょうちいきふくしけいかく
別海町地域福祉計画
とくく じっせんほうこく
取り組み実践報告フォーム



べつかいちょうちいきふくしけいかく
別海町地域福祉計画

れいわ ねん がつはっこう
令和4年3月発行

れいわ ねん がつみなお
(令和8年3月見直し)

へんしゅう はっこう べつかいちょうやくば ふくしぶ
編集・発行 別海町役場 福祉部

〒086-0205 べつかいちょうべつかいとぎわちょう ばんち
別海町別海常盤町280番地

でん わ
電話 0153-74-9641

ふあつくす
FAX 0153-75-2773